

令和8年2月5日
危機管理部

世田谷区業務継続計画〔令和8年修正〕（案）について

1 主旨

世田谷区業務継続計画は、令和7年5月23日及び11月12日災害・防犯・オウム問題対策等特別委員会での報告以降、修正に取り組んできたところである。

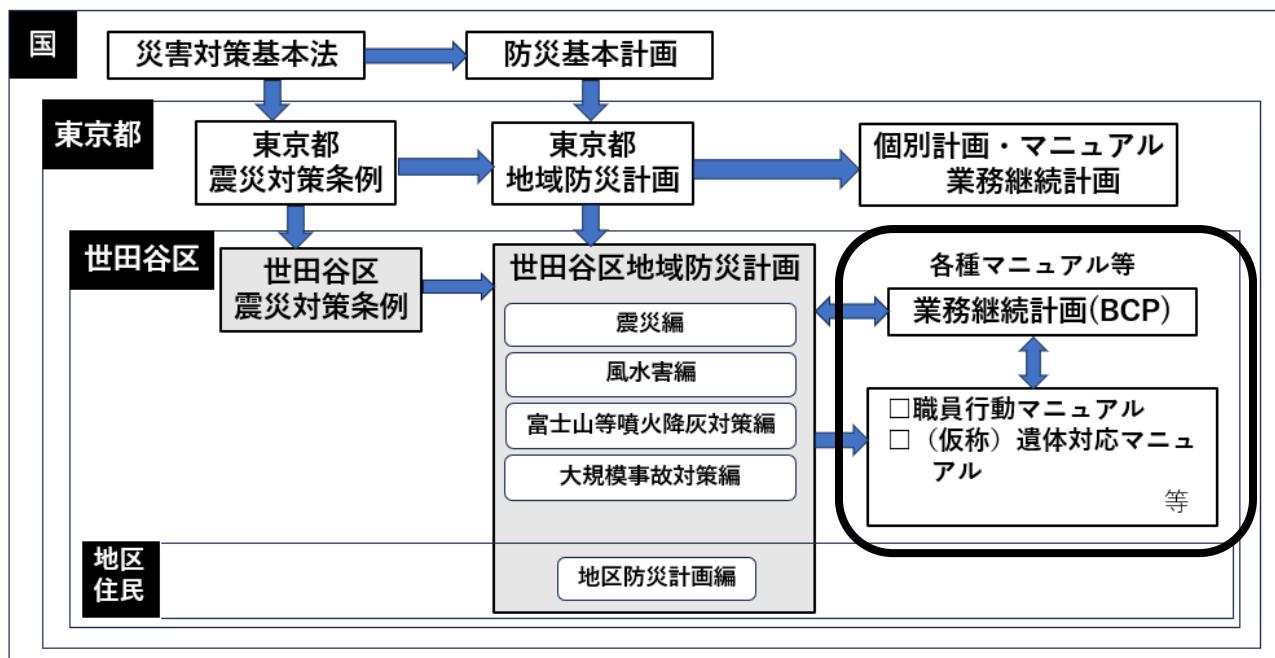
この度、災対各部等への調査、意見等を踏まえ、修正案を取りまとめたので報告する。

2 修正にあたっての考え方

現在の業務継続計画<震災編>〔平成30年3月〕策定から約8年が経過しており、その間の実災害の教訓を踏まえた災害対策関連法令改正、都の業務継続計画の改定、世田谷区地域防災計画〔令和7年修正〕等の修正のほか、都の最新の被害想定を反映した実効性のある業務継続計画（以下、「修正計画」とする）とする。

従来の「首都直下地震」のみを想定災害とした計画から、「風水害」及び「火山噴火」等の様々な災害事象・規模に柔軟に対応できる計画とする。

「業務継続計画」の位置づけ



3 修正計画の内容

別紙 「世田谷区業務継続計画〔令和8年修正〕の概要」
「世田谷区業務継続計画〔令和8年修正〕（案）」のとおり

4 今後のスケジュール（予定）

令和8年3月 修正計画策定

4月以降 震災時職員行動マニュアル見直し

第1章 基本的な考え方 (P 1 ~ 6)

○業務継続計画とは

- ・区の行政機能が被災し、**平時より資源に制約がある状況下においても適切に業務を執行**するため、優先すべき業務を特定し、必要な資源の準備や対応方針・手段を定める計画である。

○計画の目的

- ・本計画の目的は、災害時に区民の生命及び財産を保護し、区民生活に必要不可欠な業務を早期再開するために、**「非常時優先業務」を特定し、限られた人員・物資等の有効活用や、そのための資源の確保**などの課題と対策について定めるものである。

○計画の基本方針

- (1) 区民の生命、財産を保護するため、災害対策業務に万全を尽くす。
- (2) 区民生活の支障を最小限にするため、必要不可欠な行政サービスを早期再開する。
- (3) 限られた資源の中で区の責務を果たすため、他の通常業務の再開は先送りする。

○計画修正の背景と視点

- ・現在の業務継続計画<震災編>（平成30年3月）策定から約8年が経過しており、その間の実災害の教訓を踏まえた災害対策関連法令改正、都の業務継続計画の改定、世田谷区地域防災計画〔令和7年修正〕等の修正のほか、都の最新の被害想定を反映した実効性のある修正計画とする。
- ・従来の**「首都直下地震」のみを想定災害とした計画から、「風水害」及び「火山噴火」等の様々な災害事象・規模に柔軟に対応できる計画とした。**

○本計画で取り扱う業務

(1) 災害対策業務

世田谷区地域防災計画で規定される業務。本計画では、発災直後から生じる「**応急対策業務**」に加えて、優先すべき「**復旧・復興業務**」（発災後1ヶ月以内に実施するもの）を取り扱う。

(2) 優先すべき通常業務

区の通常業務のうち、優先して早期（発災後1ヶ月以内）に再開する業務。区民の生命・財産や法令遵守等への影響を踏まえ選定する。

(3) 非常時優先業務

災害対策業務（応急対策業務及び優先すべき復旧・復興業務）と優先すべき通常業務をあわせたもの。本計画において発災後1ヶ月以内に開始すべき業務の総称。

区の業務		世田谷区地域防災計画
災害	その他の復旧・復興業務	
対策業務	優先すべき復旧・復興業務	
通常	応急対策業務	
業務	優先すべき通常業務	

第2章 計画の前提条件 (P 7 ~ 20)

○対象とする災害

現計画

地震（首都直下地震）



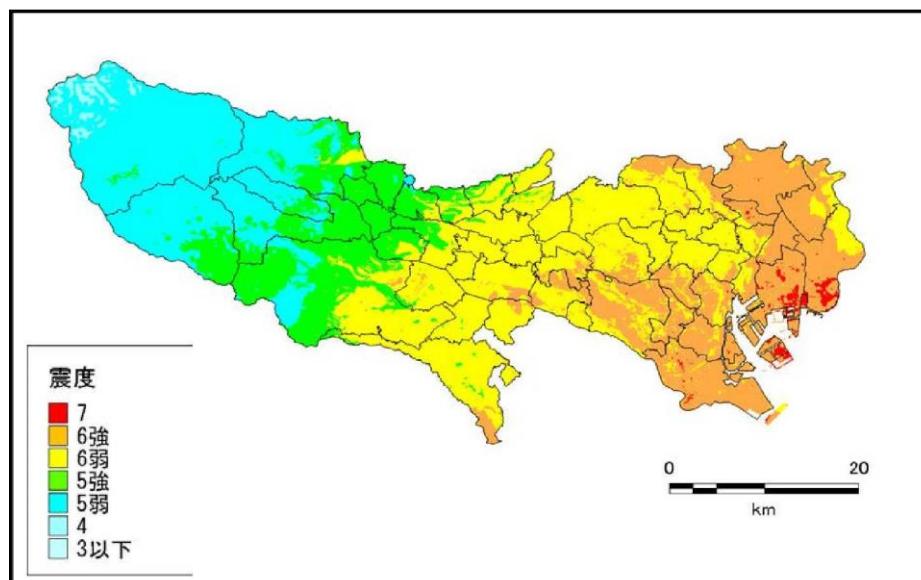
修正計画

- ① 地震（首都直下地震）
- ② 風水害（洪水、内水氾濫）
- ③ 火山噴火

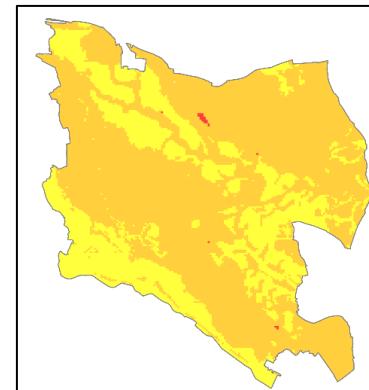
- ④ 中規模・小規模災害
- ⑤ 複合災害

○地震 (首都直下地震)

「首都直下地震等による東京の被害想定」(令和4年5月、東京都)において、世田谷区の被害が最も大きいとされる『都心南部直下地震 (M7.3)』とする。



出典：首都直下地震等による東京の被害想定（令和4年5月、東京都）



(冬・夕方18時)

世田谷区の震度別面積率 (%)			
5強以下	6弱	6強	7
0.0	31.0	68.9	0.1

想定される区全体の被害状況

区全体の人的被害及び建物被害

死者	負傷者	うち重傷者	揺れによる全壊	焼失棟数 (倒壊建物を含まない)
645人	7,132人	1,212人	6,464棟	19,293棟

区全体のライフライン被害

世田谷区
電気停電率
18.9%
固定電話不通率
11.5%
上水道断水率
23.2%
下水道管きょ被害率
5.6%
ガス供給停止率
14.4%

想定される職員態勢 (非常配備態勢職員数：5,730人)

前提条件

参集人数を推計する前提条件を、「首都直下地震等による東京の被害想定」(令和4年5月)及び「都計画」(令和5年11月)を踏まえ、次のように定めた。

- ①参集速度：夜間の停電による視界不良や路上障害物の回避、休憩等を考慮し、2 km/h (徒步参集の場合)。
- ②参集困難：公共交通機関の運行停止
 - ・20km圏外は徒步参集が困難とする。20km圏外の職員は、公共交通機関の復旧後（1週間以降）に順次参集するものとする。
- ③参集困難：職員の被災・居住地域の被災
 - ・職員自身の被災の場合、重傷者は1か月経過した時点でも参集不可とする。
 - ・居住地域において、建物の倒壊や延焼火災、道路閉塞が多数発生する甚大な被害が生じる場合を想定し、72時間以内は参集困難、72時間以降に順次参集する。
- ④参集困難：地震による混乱
 - ・72時間以内は20%を参集困難とする。72時間以降も2%を参集できないものとする。
- ⑤参集困難：家族の被災
 - ・2週間以内の各時間帯における参集対象者の10%を参集困難とする。2週間以降に順次参集を開始し、1か月経過した時点でも2%は参集できないものとする。

	発災後 時間経過ごとの累計								
	発災～4時間以内	4～8時間以内	8～12時間以内	12～24時間以内	24～48時間以内	48～72時間以内	72時間～7日以内	7～14日以内	14～30日以内
参集人数	1,330人	2,132人	2,494人	2,713人	2,713人	2,713人	4,106人	4,908人	5,366人
参集割合	23.2%	37.2%	43.5%	47.3%	47.3%	47.3%	71.7%	85.7%	93.6%

○風水害 (多摩川・中小河川の洪水や内水氾濫)

- ・**多摩川流域の想定最大規模降雨** (2日間総雨量588mm) による氾濫、区内の**中小河川の想定最大規模降雨** (総雨量690mm・時間最大雨量153mm) による氾濫を想定した。
- ・浸水を予測したハザードマップでは、多摩川及び中小河川の周辺は広い範囲で浸水深0.5mから5mとなり、一部エリアでは10m以上と想定される。
- ・台風の進路や気象予報等により、発災の一定程度前から予測が可能なため、職員の事前配備を行うことが可能なことから、全職員の参集を見込むものとする。

○火山噴火

- ・富士山噴火時における広範囲の降灰により、区内において、交通・ライフライン被害、堆積灰の重みによる建物被害、区民への健康被害等が想定される。

○中規模災害・小規模災害

- ・地震、風水害及び火山噴火の災害事象について、災害規模の大きさに合わせた「被害の様相」と、「想定される職員態勢」「業務継続上のポイント」を整理した。

○複合災害

- ・「感染症の蔓延下における大規模自然災害」及び「大規模地震発生後の復旧・復興期における風水害の発生」を想定し、業務継続上のポイントを整理した。

第3章 非常時優先業務 (P 21 ~ 50)

・**業務開始目標時間**に応じた災害対策業務と、優先すべき通常業務を時間軸に沿って整理した。

○主な非常時優先業務 (地震)

災対統括部 (危機管理部、DX推進担当部、選挙管理委員会事務局)

業務開始目標時間	非常時優先業務		
	災害対策業務		優先すべき通常業務
	業務名	業務名	所管部課
発災～4時間	<ul style="list-style-type: none"> ○本部長室会議の開催 ○避難指示の発令、避難誘導 ○災害救助法適用への対応 ○自衛隊の派遣要請及び災害派遣部隊の受入れ ○二次災害防止の措置、被害の全体像の把握 ○災対各部、防災関係機関（警察、消防、自衛隊）の活動状況の集約、各機関への要請 ○被害情報・復旧情報の整理 ○防災行政無線、防災情報システムの被災状況の把握及び復旧 		
4～8時間			
8～12時間			
12～24時間			
24～48時間			
48～72時間	<ul style="list-style-type: none"> ○庁内ネットワークの復旧対応 ○情報関連設備の復旧対応 ○災害により故障した情報システム及び通信インフラの復旧 ○データの回復 	<ul style="list-style-type: none"> ○電子計算組織の適正かつ効率的な運営に関するこ 	DX * 推進
72時間～1週間	<ul style="list-style-type: none"> ○防犯対策 		
1～2週間	<ul style="list-style-type: none"> ○激甚災害指定に向けた対応 		
2週間～1ヶ月			

●優先すべき通常業務の選定

①区民の生命・生活・財産の保護②法令遵守③関係所管・他機関等への業務の影響等の観点から、発災時の業務継続に支障が生じた場合の影響を考慮し、発災後1か月以内（非常時優先業務の対象期間）の影響度が「3」（中程度）以上である業務を「優先すべき通常業務」として選定する。

影響の度合い	1	2	3	4	5
	軽微	小さい	中程度	大きい	甚大
各業務の開始・再開が遅れることに伴う代表的な影響の内容	<ul style="list-style-type: none"> 社会的影響はわずかにとどまる。 ほとんどの人は全く影響を意識しないか、意識をしてもその行政対応は許容可能な範囲であると理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> 若干の社会的影響が発生する。 しかしながら、大部分の人はその行政対応は許容可能な範囲であると理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> 一定程度の社会的影響が発生する。 社会的な批判が一部で生じ得るが、過半の人はその行政対応は許容可能な範囲であると理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> 相当大きな社会的影響が発生する。 社会的な批判が多く発生し、過半の人はその行政対応は許容できないと考える。 	<ul style="list-style-type: none"> 甚大な社会的影響が発生する。 大規模な社会的批判が発生し、大部分の人はその行政対応は許容できないと考える。

参考：中央省庁業務継続ガイドライン第3版（首都直下地震対策）（令和4年4月 内閣府（防災担当））

第4章 非常時優先業務の執行環境の確保（P51～69）

○非常時優先業務の執行環境の確保について

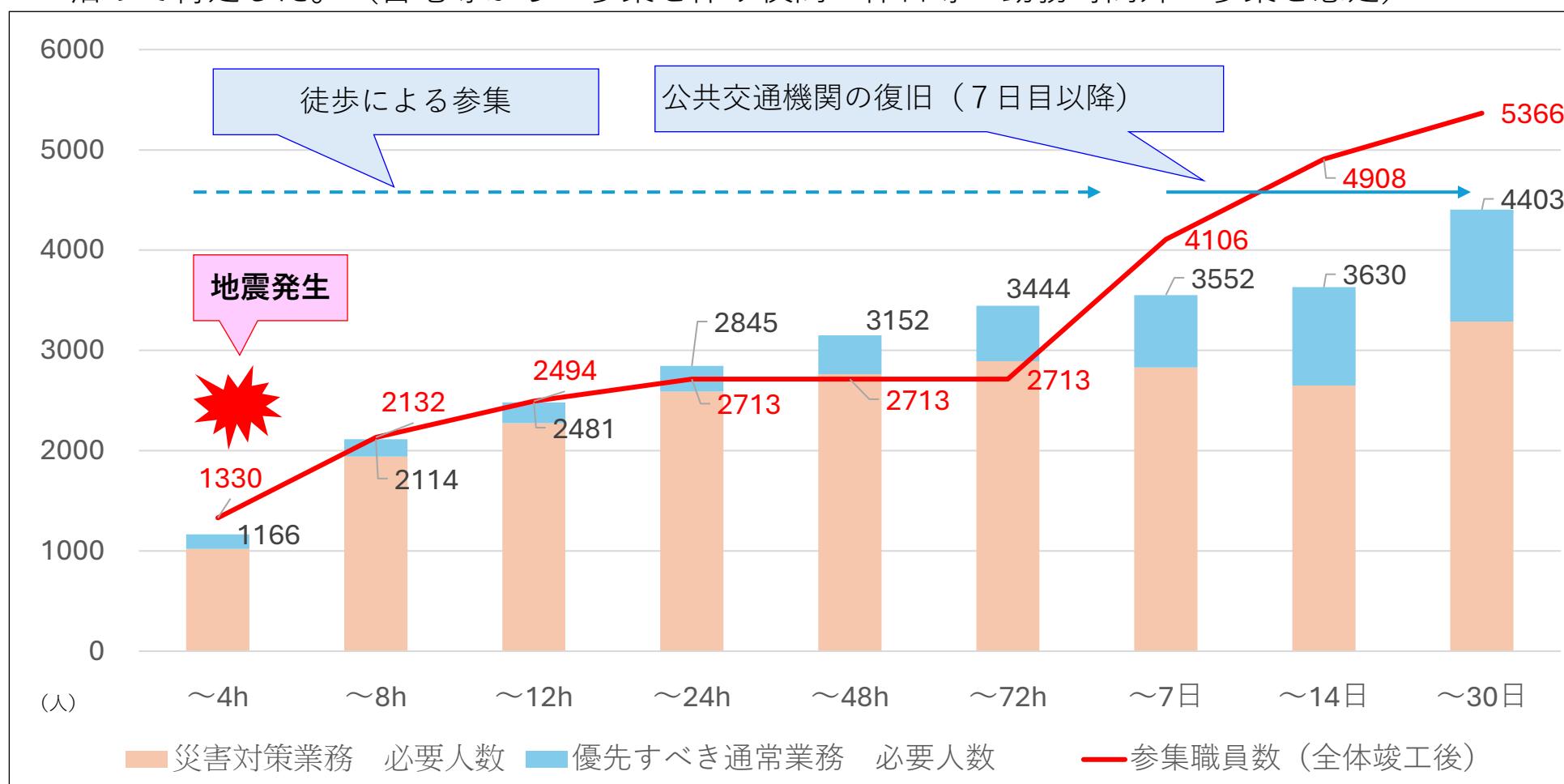
必要な資源：職員、庁舎、電気、通信、情報システム、執務環境、移動手段、トイレ、飲料水・食料等の課題を抽出するとともに対策の方向性を整理した。

○各資源の課題と対策の方向性（一部抜粋）

●職員

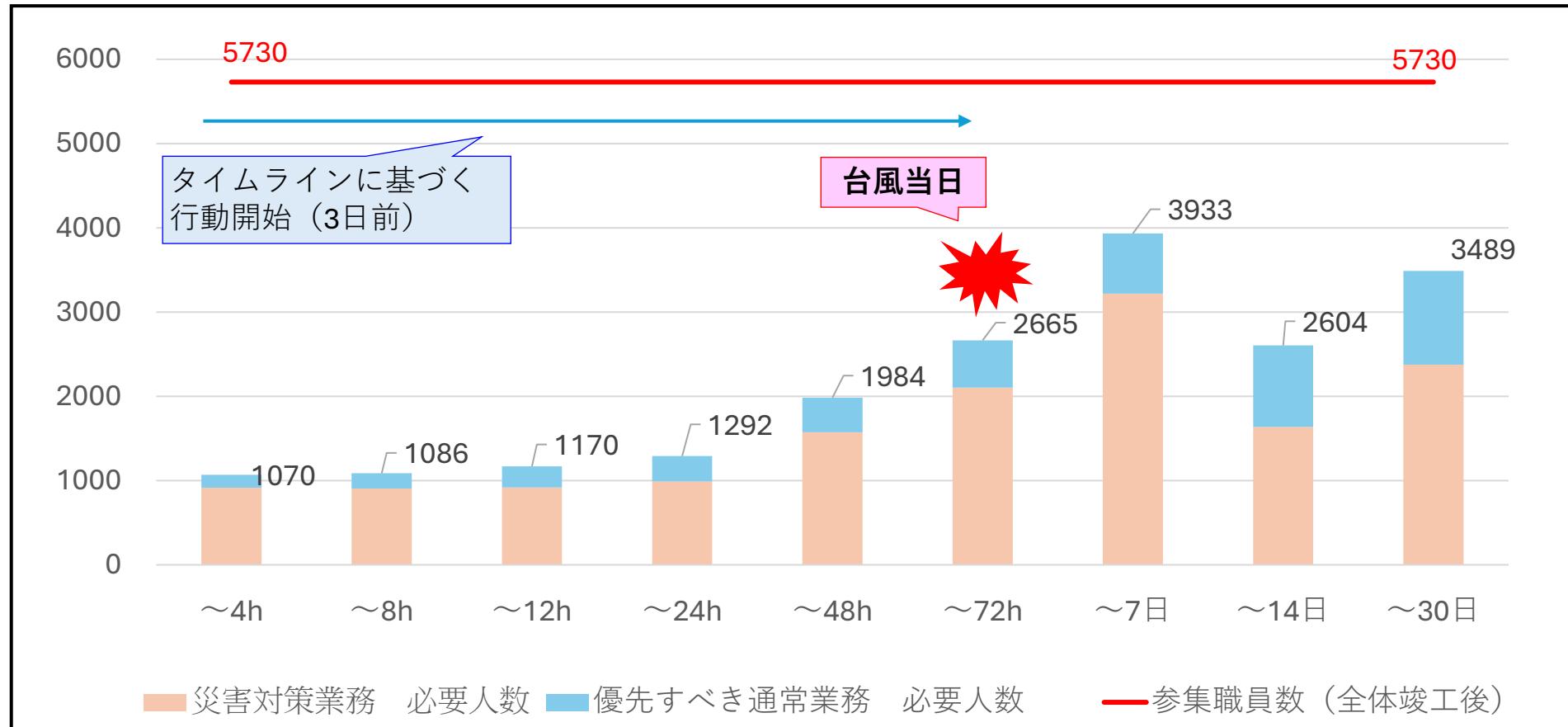
地震

- 必要な人的・物的資源が確保できない場合は、非常時優先業務のうち、優先すべき通常業務の中から影響度に応じて、特に重要な業務を精査し、業務を実施・継続することとする。併せて、受援体制の検討を進める。
- 調査により、震災時の職員の参集人数と非常時優先業務の必要人数を比較・検討し、時系列に沿って特定した。（自宅等からの参集を伴う夜間・休日等の勤務時間外の参集を想定）



風水害

- ・水防活動をする場合、気象警報の発表状況等に応じて職員を参集させる。
- ・調査により、「**水害対応タイムライン（防災行動計画）**」で定められる業務について、時間経過に応じた必要人数を特定した。



※風水害は、台風の進路や気象予報等により、発災の一定程度前から予測が可能なため、職員の事前配備を行うことが可能なことから、全職員の参集を見込むものとする。

● 庁舎

想定以上の震度や火災・地盤沈下等により、庁舎等が使用困難となる可能性や執務スペースが不足も場合もあるため、公共施設を代替庁舎として使用することを想定し、情報を整理する。また、具体的な使用方法、手順等を検討し、マニュアル等を整備する。

● 電気

停電時に備えるため、引き続き非常用電源（燃料を含む）、燃料の供給体制を確保する。また、非常用電源を災害時に確実に利用できるように、定期的な点検・試運転、操作訓練等を実施する。

● 通信

様々な状況に備え、多種多様な通信手段を継続して確保しておく必要があるため、東京都から提供されたスターリンクにより、従来のネットワークとは異なる低軌道衛星のネットワークを通じたインターネット接続を確保する。

令和9年度中にMCA無線から代替器への切り替えを予定している。新しい機器の使用方法を利用する拠点へ周知し、円滑な移行の準備を進める。

● 情報システム

各種業務の再開のために、情報システムの早期復旧を図ることが必要である。次期内部情報系システムは、原則クラウド上での構築とし、検討を進める。

職員全員が総合防災情報システムを円滑に利用できるよう、研修や訓練を継続する。

●執務環境

安全な執務環境の確保に継続的に取り組むことが必要であるため、什器類等の新設及び移動時の転倒防止対策を実施し、コピー機等についても落下・移動防止対策等を実施する。

●移動手段

災害時には、輸送・搬送等で車両が不足する可能性があるため、車両確保を目的とした災害時協力協定を締結するなど、継続的な取り組みが必要である。

庁有車の代替移動手段としてパンクレス自転車の配備を進める。追加導入に当たっては、自転車メーカーや販売業者等へ情報収集を行う。

●トイレ

職員用排便収納袋の備蓄については、継続的な確保が必要であり、近隣施設のマンホールトイレの活用も視野に、職員用トイレを十分に確保していく必要がある。

発災後、給排水設備の早期復旧を図る必要があるため、その手法や体制づくりに向けた検討を進める。

●飲料水・食料等

発災後3日分の職員用の食料及び飲料水を確保する。備蓄している食料及び飲料水は、保存期限に応じて定期的に入れ替えを行う。

発災時は、消耗品が調達できないおそれがあるため、本庁舎では消耗品の共有化を引き続き推進し、支所においては、平時より可能な範囲で在庫を保有しておく。

第5章 計画の推進に向けた取組み (P70~71)

○マニュアル等の整備（見直し）

本計画の修正に応じて、関連する個別マニュアル（震災時職員行動マニュアルや震災復興マニュアル等）を必要に応じて見直す。

○訓練の実施

本計画の要素を取り入れた災害対策本部運営訓練や各部の個別訓練に加え、関係機関も含めた訓練を実施し、職員の対応能力と業務継続計画の実効性を向上させる。

○計画の点検・見直し

国や都の動向、地域防災計画の修正、訓練や災害対応の検証結果を踏まえ、必要に応じて本計画の点検・見直しを行う。

○普及啓発

区全体の災害対応能力を高めるため、関係機関や事業者等に対しても、業務継続（事業継続）の考え方を普及啓発していく。

世田谷区業務継続計画
[令和8年（2026年）修正]
案

令和8年3月
(2026年)

世田谷区

目 次

第1章 基本的な考え方	1
1－1 業務継続計画修正の背景	1
1－2 業務継続計画とは	2
1－3 計画の目的	2
1－4 計画策定の基本方針	2
1－5 定義	2
1－6 計画の位置付け	4
1－7 計画の対象期間	5
1－8 計画の適用範囲	6
1－9 計画の発動基準	6
第2章 計画の前提条件	7
2－1 対象とする災害	7
2－2 地震（首都直下地震）	8
2－3 風水害（多摩川・中小河川の洪水や内水氾濫）	13
2－4 火山噴火（富士山噴火）	14
2－5 中規模災害・小規模災害	18
2－6 複合災害	19
第3章 非常時優先業務	21
3－1 非常時優先業務の選定方法	21
3－2 非常時優先業務の選定結果	22
3－3 震災時の主な非常時優先業務	23
3－4 風水害時の主な非常時優先業務	37
第4章 非常時優先業務の執行環境の確保	51
4－1 非常時優先業務の執行環境について	51
4－2 職員体制	51
4－3 庁舎	55
4－4 電気	59
4－5 通信	61
4－6 情報システム	63
4－7 執務環境	65
4－8 移動手段（区職員の移動手段を対象とする）	66
4－9 トイレ	67
4－10 飲料水・食料等	68
第5章 計画の推進	70
5－1 推進体制	70
5－2 マニュアル等の整備（見直し）	71

5-3 訓練の実施.....	71
5-4 計画の点検・見直し.....	71
5-5 普及啓発.....	71
資料編.....	72
資料1 用語解説.....	72
資料2 世田谷区災害対策本部条例.....	74
資料3 世田谷区災害対策本部条例施行規則.....	75
資料4 世田谷区災害対策本部運営要綱.....	87
資料5 世田谷区災害対策推進委員会設置要綱.....	90
資料6 参考資料一覧.....	92

第1章 基本的な考え方

1-1 業務継続計画修正の背景

[計画策定の背景]

- 国は、平成17年9月の中央防災会議において「首都直下地震対策大綱」を決定し、首都中枢機能の継続性確保のため、中央省庁の業務継続計画の策定を施策として位置づけた。
- 都は、平成20年11月に「都政のBCP(東京都事業継続計画)〈地震編〉」を策定し、平成22年1月に「区市町村事業継続計画(地震編)策定ガイドライン」を各区市町村に示した。
- 区は、これらを受けて、平成22年11月に「世田谷区業務継続計画〈震災編〉」を策定した。

[前回の計画修正の経緯]

- 都は、東日本大震災を踏まえ、「首都直下地震による東京の被害想定」(平成18年5月)を全面的に見直し、平成24年4月に「首都直下地震等による東京の被害想定」を公表した。
- 内閣府(防災担当)では、「地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説」(平成22年4月)について、東日本大震災の教訓や近年の災害事例等を踏まえ、より実効性の高い業務継続計画の策定を支援するため、内容の拡充等を図り、「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」として平成28年2月に改定した。
- 区は、国や都の動向のほか、「世田谷区地域防災計画」の修正状況やその他の区の取り組みの進捗を踏まえて、平成30年3月に「世田谷区業務継続計画〈震災編〉」を修正した。

[今回の計画修正の背景]

- 都は令和4年5月に「首都直下地震等による東京の被害想定」を10年ぶりに見直すとともに、様々な災害の事象、規模に応じて、柔軟に対応できる「東京都業務継続計画(都政BCP オールハザード型Step. 1)」(以下、「都計画」という。)を令和5年11月に公表した。
- 内閣府(防災担当)では、より実効性のある業務継続計画策定に向けた継続的改善に発展させることを目的として、令和5年5月に「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」を改定した。

[修正の視点]

- 本計画は、令和7年2月の世田谷区防災会議で決定した「世田谷区地域防災計画」を踏まえつつ、令和元年東日本台風(台風第19号)による被災時の課題や前述の国や都の動向等への対応として、従来の「首都直下地震」を想定災害とした計画から、「風水害」及び「火山噴火」等の様々な災害事象・規模に柔軟に対応できる「世田谷区業務継続計画」へ修正したものである。
- 計画の修正にあたっては、「世田谷区水防計画」「世田谷区土砂災害警戒等活動計画」及び「世田谷区震災復興マニュアル」との整合を図りつつ、今後の「世田谷区震災時職員行動マニュアル」の修正に資する内容とする。

1－2 業務継続計画とは

- 災害が発生した場合には、世田谷区の行政機能自体にも重大な被害が発生すると考えられるが、区民の生命・財産を守ることは区の責務であり、「応急対策業務」「復旧・復興業務」はもとより、区民生活に必要不可欠な行政サービスはできるだけ早期に再開しなければならない。
- 業務継続計画は、このように利用できる資源に制約がある状況下においても適切に業務を執行するため、災害時に優先すべき業務を特定し、必要な資源の準備や対応方針・手段を定めるものである。

1－3 計画の目的

- 本計画は、災害時に区民の生命及び財産を保護し、区民生活に必要不可欠な業務を早期再開するために、具体的被害想定の下で、発災から一定期間(人員・物資等の利用に制約が生じると予想される期間)における「非常時優先業務」をあらかじめ特定すること、限られた人員・物資等の資源を有効に活用すること、また、そのための資源の確保などの課題と対策について定めたものである。

1－4 計画策定の基本方針

- 本計画策定の基本方針は、次のとおりとする。
 - (1) 区民の生命、財産を保護するため、災害対策業務に万全を尽くす。
 - (2) 区民生活の支障を最小限にするため、必要不可欠な行政サービスを早期再開する。
 - (3) 限られた資源の中で区の責務を果たすため、他の通常業務の再開は先送りする。

1－5 定義

- 本計画で取り扱う業務の定義は、次のとおりとする。
 - (1) 災害対策業務

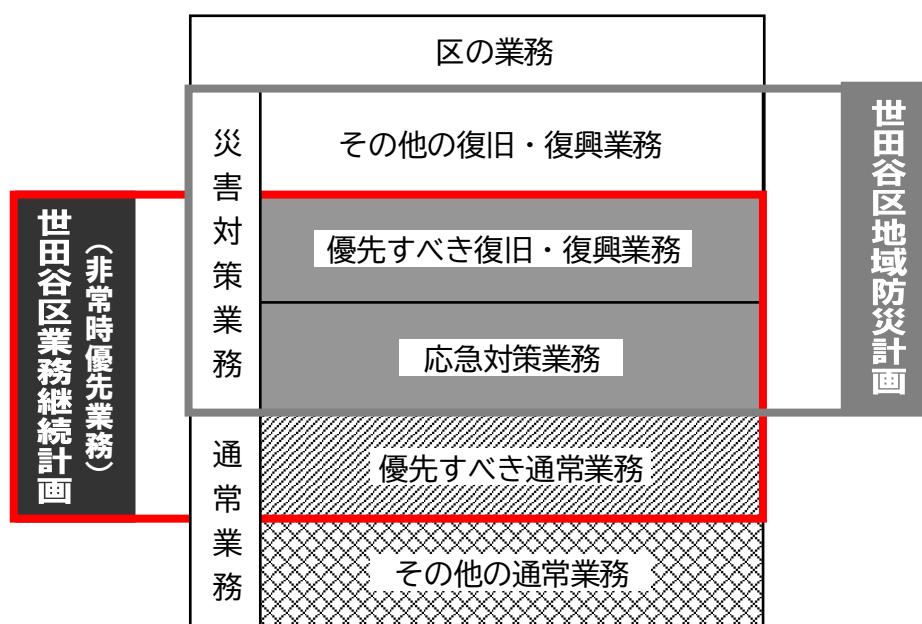
世田谷区地域防災計画で規定される業務。本計画では、発災直後から生じる「応急対策業務」に加えて、「優先すべき復旧・復興業務」(発災後1ヶ月以内に実施するもの)を取り扱う。
 - (2) 優先すべき通常業務

区の通常業務のうち、優先して早期(発災後1ヶ月以内)に再開する業務。区民の生命・財産、法令遵守等への影響を踏まえ選定する。
 - (3) 非常時優先業務

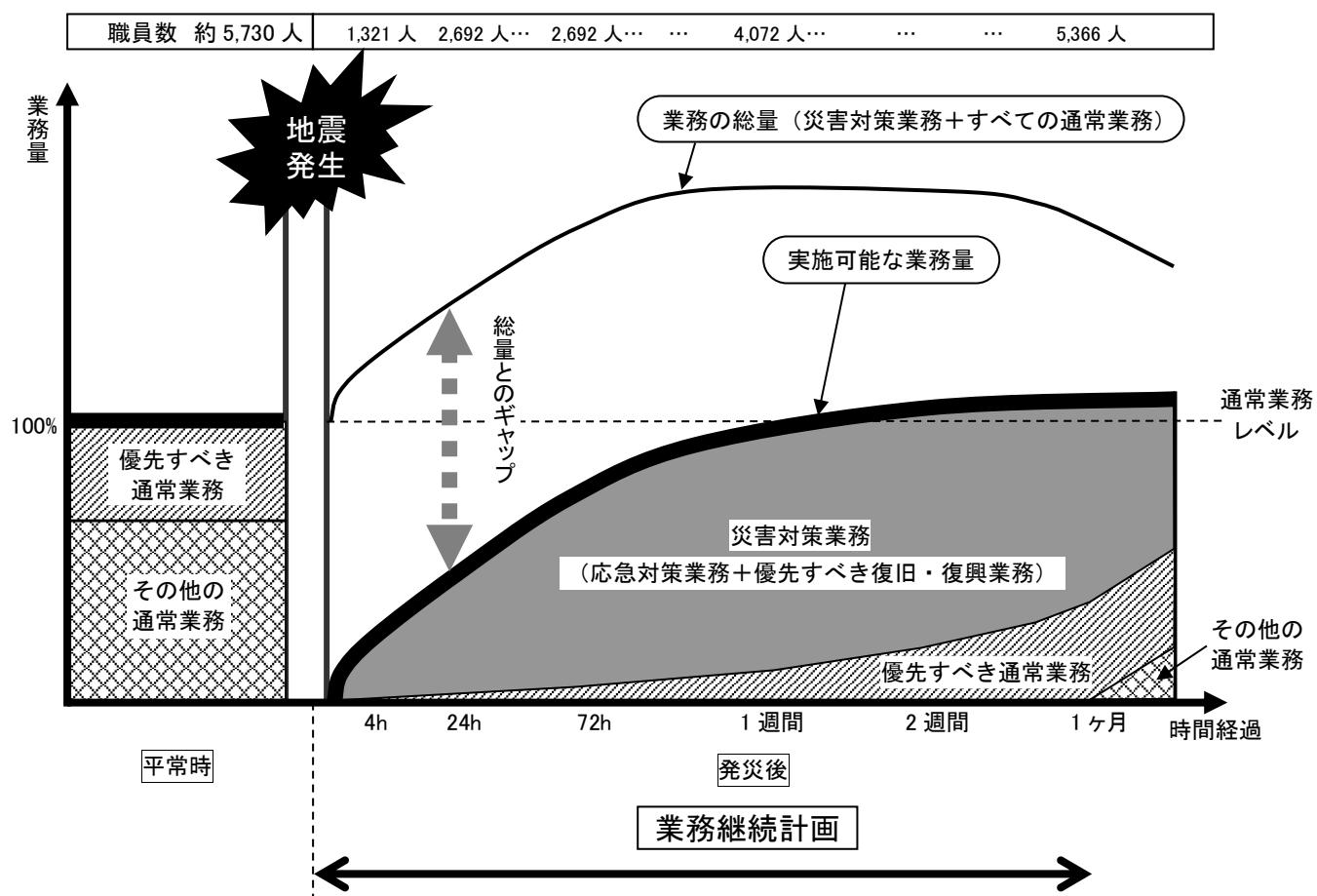
災害対策業務(応急対策業務及び優先すべき復旧・復興業務)と優先すべき通常業務をあわせたもの。本計画において発災後1ヶ月以内に開始すべき業務の総称である。

第1章 基本的な考え方

図表 1 取り扱う業務のイメージ



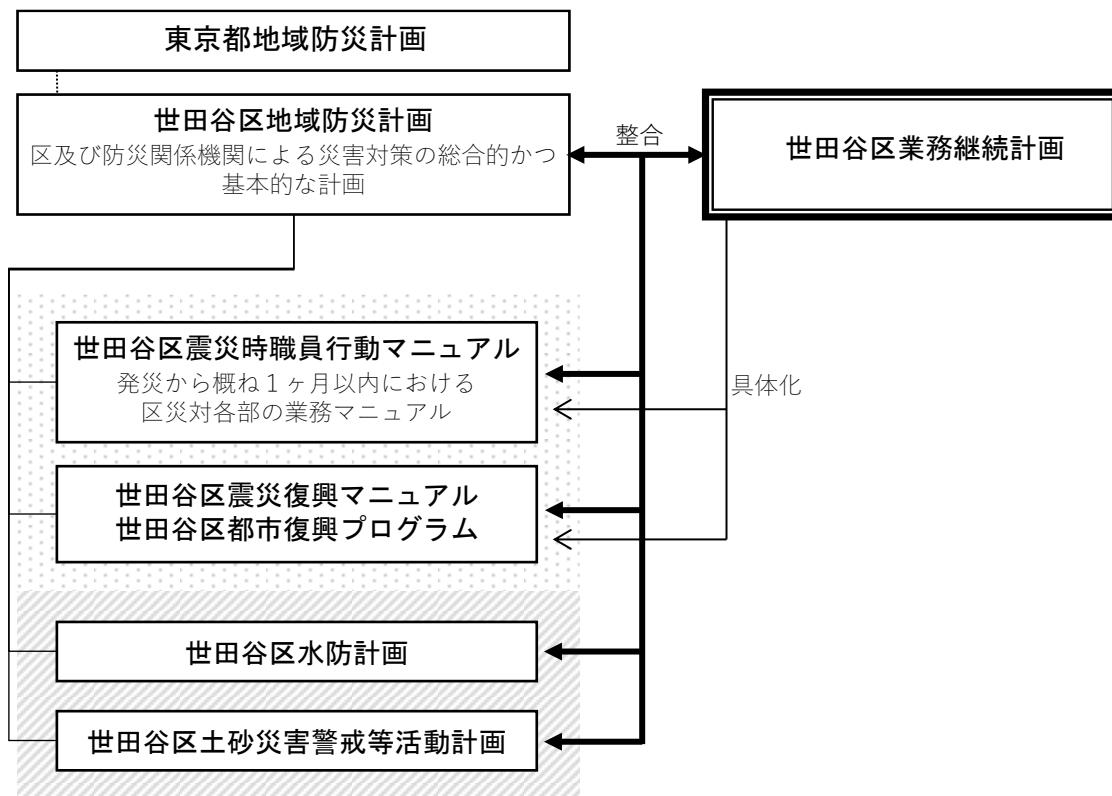
図表 2 業務継続に係る時系列のイメージ (地震)



1-6 計画の位置付け

- 本計画は、世田谷区地域防災計画、各種計画・マニュアル等との整合を図ることとする。
- 世田谷区震災時職員行動マニュアル、世田谷区震災復興マニュアル等の個別マニュアルは、世田谷区地域防災計画の一部を構成するとともに、本計画を具体化するものとして位置付けられる。

図表 3 計画の位置付けイメージ



- 世田谷区地域防災計画は、区及び防災関係機関による災害対策の総合的かつ基本的な計画であり、これに対して世田谷区業務継続計画は、災害時に区の業務継続を確保するための計画である。

第1章 基本的な考え方

図表 4 世田谷区地域防災計画と世田谷区業務継続計画

	世田谷区地域防災計画	世田谷区業務継続計画
主体	区、警察、消防、自衛隊、電気・ガス・水道等の公共事業者等で構成する区防災会議	区
目的	災害対策基本法第42条に基づき、区及び防災関係機関が、災害予防をはじめ災害応急対策及び災害復旧等、一連の災害対策を実施することにより、区民の生命及び財産を災害から守ることを目的とする。	震災時に区民の生命及び財産を保護し、区民生活に必要不可欠な行政サービスを早期再開することを目的とする。
対象業務	一 予防業務 応急対策業務 復旧・復興業務	優先すべき通常業務 一 応急対策業務 優先すべき復旧・復興業務

1-7 計画の対象期間

- 災害時に利用できる資源等の制約を伴う状況下で業務継続を図るために、優先的に実施する業務を時系列で絞り込むことが必要となる。「非常時優先業務」の候補となる各業務を対象に、発災後のいつ頃の時期までに業務を開始・再開する必要があるか（以下、「業務開始目標時間」という。）を検討し、業務継続を想定する期間内に開始・再開すべき業務を「非常時優先業務」として整理する。
- 過去に発生した災害事例では、72時間の活動が想定される救出救助活動が発災から1週間以上も継続して行われていることや、避難所の運営支援・広域輸送拠点の運営等は1か月にわたり活動が行われたこと、応急・復旧からの円滑な移行を見据えて復興の準備も並行して進める必要があることが明らかとなっており、長期間にわたり業務継続が行える執行体制を確保することが重要である。
- 今回の修正では、「図表 5 業務開始目標時間」のとおり、「4時間以内」から「1か月以内」の9区分の「業務開始目標時間」を設定する。なお、災害事象が徐々に進行する風水害の時系列は、「図表 6 風水害時の時系列」を想定する。

図表 5 業務開始目標時間

業務開始目標時間の区分								
4時間以内	8時間以内	12時間以内	24時間以内	48時間以内	72時間以内	1週間以内	2週間以内	1か月以内

図表 6 風水害時の時系列

業務開始目標時間の区分の考え方								
4時間以内	8時間以内	12時間以内	24時間以内	48時間以内	72時間以内	1週間以内	2週間以内	1か月以内
台風通過・接近 3日前					台風接近 前日	台風通過・接近 当日（災対本部 設置から4日 目）～被害発生	台風被害からの 復旧・復興	

1-8 計画の適用範囲

- 本計画の適用対象となる組織は、以下のとおりとする。
 - ・世田谷区組織規則に定める本庁、行政機関（総合支所、出張所、まちづくりセンター等）、事業所（土木管理事務所、公園管理事務所、清掃事務所、児童館、保育園等）
 - ・世田谷区教育委員会事務局組織規則に定める世田谷区教育委員会事務局
 - ・世田谷区選挙管理委員会規程に定める世田谷区選挙管理委員会事務局
 - ・世田谷区監査委員条例に定める世田谷区監査事務局
 - ・世田谷区議会事務局条例に定める世田谷区議会事務局
- 本計画の対象とする業務範囲は区の業務であるが、区の業務には、指定管理者制度や委託業務によって運営されているものもある。このため、指定管理者や受託者が行う業務のなかで「非常時優先業務」に相当するものは、区が行う業務全体の継続性が担保されるよう、指定管理者や受託者に対して、区と整合性がとれた業務継続性の確保について協力や要請をしていくことが重要である。

1-9 計画の発動基準

（1）震災

- 本計画は、次のいずれかの場合に発動する。
 - ① 区内で震度5弱以上の地震が発生した場合（「世田谷区地域防災計画」に定める非常配備態勢指定基準に相当）
 - ② 区長が必要と認めた場合

（2）風水害

- 本計画は、次のいずれかの場合に発動する。
 - ① 区が災害対策本部を設置した場合
 - ② 区長が必要と認めた場合

第2章 計画の前提条件

2-1 対象とする災害

- 発生する災害の事象や規模によって、備えも変われば、取るべき対応も異なる。様々な災害の事象・規模に応じて柔軟に対応できるよう、以下のとおり本計画の対象とする災害を定める。

図表 7 対象とする災害

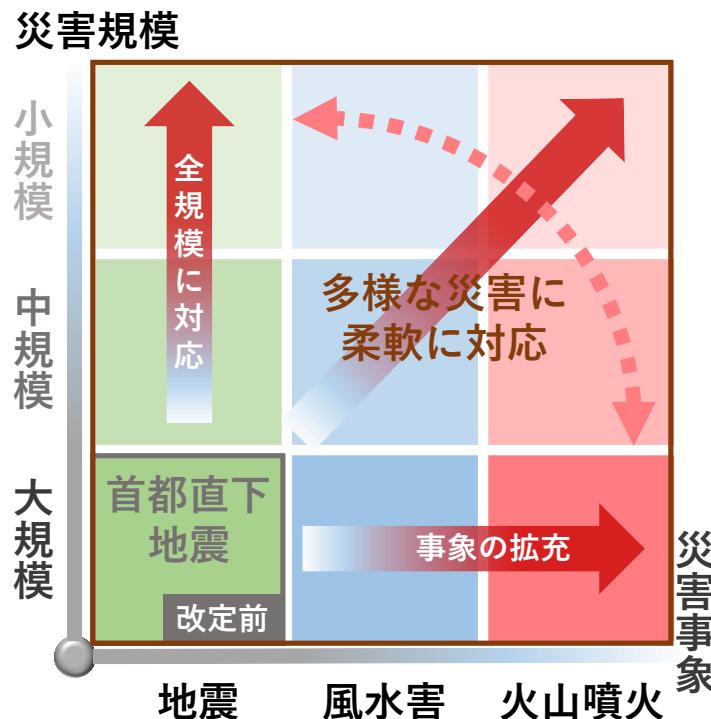
対象災害	
① 地震（首都直下地震）	〔定性・定量〕 ^{※1}
② 風水害（多摩川・中小河川の洪水や内水氾濫）	〔定性・定量〕 ^{※1}
③ 火山噴火（富士山噴火）	〔定性〕
④ 中規模災害・小規模災害 ^{※2}	〔定性〕
⑤ 複合災害 ^{※3}	〔定性〕

※1 ①～③について、文章で定性的に対応を整理するとともに、①・②は「非常時優先業務」を調査により数値で定量的に特定した。

※2 ①～③について、大規模、中規模、小規模の「被害の様相」と「区の対応態勢」を整理した。

※3 ①～③が同時又は時間差で発生する「複合災害」発生時の業務継続上のポイントを整理した。

図表 8 本計画が対象とする災害事象と規模のイメージ



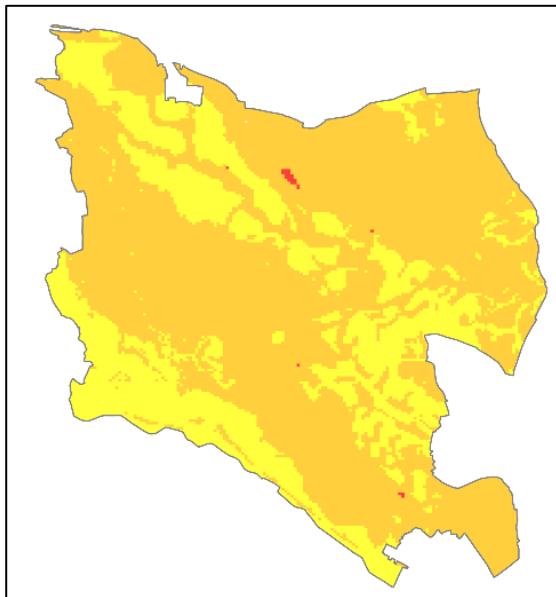
- なお、災害時に優先すべき業務（非常時優先業務）を選定し、それぞれの業務開始目標時間を設定するためには、業務を実施する上での制約を特定する必要がある。
- このため、以下では、災害の規模や発災条件、区の被害状況等や想定される区への影響、想定される職員態勢等を前提条件として示す。

2-2 地震（首都直下地震）

2-2-1 想定する地震の規模

- 本計画において想定する地震は、「首都直下地震等による東京の被害想定」（令和4年5月、東京都防災会議）において対象と定める地震のうち、世田谷区の被害が最も大きいとされる『都心南部直下地震（M7.3）』とする。

図表 9 都心南部直下地震の想定震度分布



世田谷区の震度別面積率 (%)			
5 強以下	6 弱	6 強	7
0.0	31.0	68.9	0.1

出典：首都直下地震等による東京の被害想定報告書（令和4年5月、東京都防災会議）

第2章 計画の前提条件

図表 10 各震度における状況の目安

	震度6弱	震度6強	震度7
人間	立っていることが困難になる。	立っていることができず、這わないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	
屋内の状況	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。
屋外の状況	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。
木造建物（耐震性が高い）	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。
木造建物（耐震性が低い）	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることが多くなる。傾くものや、倒れるものが多くなる。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。
鉄筋コンクリート建造物(耐震性が高い)	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。
鉄筋コンクリート建造物(耐震性が低い)	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

出典 気象庁震度階級関連解説表（気象庁）

2-2-2 発災条件

- 想定する災害の規模は同じでも、その発生条件により区内の被害や「非常時優先業務」の必要資源の確保状況等は変化する。区内の被害が最大となる条件としては、人的被害や建物被害等が最大となる「冬の18時・風速8m/秒」と想定されており、「世田谷区地域防災計画」においても当該条件を前提において各種対応を計画しているが、本計画では、実際に発生する災害やそれによる被害が全くの想定外にならないように、業務ごとに業務継続が困難な条件を想定して業務遂行の体制を検討する。
- 「非常時優先業務」に必要な資源の確保が困難となる条件としては、自宅等からの参集を伴う夜間・休日等の勤務時間外が考えられる。ただし、発災当初の対応手順や体制は、夜間・休日等の勤務時間外と勤務時間内では異なることに留意する。

2-2-3 想定される区全体の被害状況

- 本計画で想定する地震に伴う区全体の被害状況は以下のとおり。

図表 11 区全体の人的被害及び建物被害

死者	負傷者	うち重傷者	揺れによる全壊	焼失棟数 (倒壊建物を含まない)
		うち重傷者		
645 人	7,132 人	1,212 人	6,464 棟	19,293 棟

出典 首都直下地震等による東京の被害想定（令和4年5月、東京都防災会議）

図表 12 区全体のライフライン被害

	世田谷区	東京都
電気停電率	18.9%	11.9%
固定電話不通率	11.5%	4.0%
上水道断水率	23.2%	26.4%
下水道管きょ被害率	5.6%	4.0%
低圧ガス供給停止率	14.4%	24.3%

出典 首都直下地震等による東京の被害想定（令和4年5月、東京都防災会議）

図表 13 道路・鉄道等の状況

	被害状況		
	発災直後～1日後	3日後～	1週間後～
道路	<ul style="list-style-type: none"> ・高速道路及び主要一般道において、交通規制が実施され、一般車両の通行が規制 ・環状七号線の内側方向への流入禁止等の交通規制が実施 ・ガソリンスタンドは当面給油不能か長蛇の列 	<ul style="list-style-type: none"> ・高速道路や主要道路で交通規制が継続 ・通行可能な道路において、鉄道等の運休継続で車両利用が増え、慢性的な渋滞が継続 	<ul style="list-style-type: none"> ・高速道路や直轄国道等の主要路線は段階的に交通規制解除 ・その他道路では段階的に閉塞や交通規制が継続する可能性 ・土砂災害等により道路が寸断された場合復旧までは数か月以上を要する可能性
鉄道	<ul style="list-style-type: none"> ・点検や被災等で、都内のJR在来線、私鉄、地下鉄が運行停止 ・道路寸断や、交通規制、渋滞等により、バス等の代替交通による移動も困難 	<ul style="list-style-type: none"> ・復旧完了区間から順次運行が再開するが多くの区間で運行停止が継続 ・橋脚などの大規模被害や線路閉塞、車両脱線等が発生した場合復旧まで1か月以上の期間が必要となる可能性 	

出典 首都直下地震等による東京の被害想定（令和4年5月、東京都防災会議）

第2章 計画の前提条件

2-2-4 想定される区への影響

- 庁舎・区立施設は耐震化が済んでおり、震度6強の地震で倒壊する危険性は低いが、庁舎内において固定されていない什器等の転倒などにより、書類や機器が散乱して執務スペースの確保が困難になることが想定される。
- 夜間・休日等の勤務時間外に発災した場合には、鉄道被害や道路閉塞の影響により、職員の参集が大幅に遅れる、あるいはできないことが予想される。

2-2-5 想定される職員態勢

- 区の非常配備態勢に基づき、以下のとおり時間経過ごとの職員態勢を想定する。
※ 非常配備態勢は、区内で震度5弱以上の地震が発生した場合に、災害応急対策活動を行うための区災害対策本部における基本的な活動態勢である。あらかじめ住所要件等に基づき職員を指定し、本部長（区長）が災害の状況に応じて必要な態勢を指令する。区内で震度5弱以上の地震が発生した場合は、本部長の指令を待たずに指定された参集場所へ参集し、災害応急対策活動に従事する。

図表 14 想定される職員態勢

●前提条件

- 参集人数を推計する前提条件を、「首都直下地震等による東京の被害想定」（令和4年5月）及び「都計画」（令和5年11月）を踏まえ、次のように定めた。
- ①参集速度：夜間の停電による視界不良や路上障害物の回避、休憩等を考慮し、2km/h（徒步参集の場合）。
 - ②参集困難：公共交通機関の運行停止
 - ・20km圏外は徒步参集が困難とする。20km圏外の職員は、公共交通機関の復旧後（1週間以降）に順次参集するものとする。
 - ③参集困難：職員の被災・居住地域の被災
 - ・職員自身の被災の場合、重傷者は1か月経過した時点でも参集不可とする。
 - ・居住地域において、建物の倒壊や延焼火災、道路閉塞が多数発生する甚大な被害が生じる場合を想定し、72時間以内は参集困難、72時間以降に順次参集する。
 - ④参集困難：地震による混乱
 - ・72時間以内は20%を参集困難とする。72時間以降も2%を参集できないものとする。
 - ⑤参集困難：家族の被災
 - ・2週間以内の各時間帯における参集対象者の10%を参集困難とする。2週間以降に順次参集を開始し、1か月経過した時点でも2%は参集できないものとする。

●参集人数(庁舎工事竣工後)

災対各部	非常配備 態勢	参集人数（発災後 時間経過ごとの累計）						
		計	発災～4 時間以内	4～8 時間以内	8～12 時間以内	12～72 時間以内	72時間～ 7日以内	7～14日 以内
災対統括部	113	29	46	51	55	83	96	105
災対総務部	86	16	27	36	41	62	73	80
災対財政・広報部	72	13	29	35	37	56	61	67
災対世田谷地域本部	716	173	270	315	337	509	614	671
災対北沢地域本部	527	107	189	231	248	375	452	494
災対玉川地域本部	607	141	247	277	296	447	520	569
災対砧地域本部	510	152	207	233	255	386	437	478
災対烏山地域本部	396	112	156	178	192	291	339	371
災対物資管理部	61	8	17	22	25	38	52	57
災対区民支援部	66	12	23	29	33	51	56	61
災対清掃部	309	20	57	87	114	173	265	289
災対保健福祉部	1,282	346	517	590	626	947	1,099	1,202
災対医療衛生部	137	26	48	58	62	94	117	128
災対都市整備部	239	41	83	95	109	165	205	224
災対土木部	302	57	99	117	132	200	259	283
災対教育部	307	77	117	140	151	229	263	287
計	5,730	1,330	2,132	2,494	2,713	4,106	4,908	5,366
非常配備態勢職員全体 に占める割合		23.2%	37.2%	43.5%	47.3%	71.7%	85.7%	93.6%

※災対各部の参集人数は令和7年5月の非常配備態勢の指定による。

2-2-6 業務継続上のポイント

(1) 世田谷区外からの応援の受け入れ

- 大量に発生する負傷者に対する救出・救助活動のため、都や他区市町村、防災関係機関、協定先の公共的団体等からの応援の受入環境を速やかに構築することが必要である。
- 世田谷区は都と連携し、応援部隊（警察の広域緊急援助隊、消防の緊急消防援助隊、自衛隊の災害派遣部隊等）の速やかな区内への進出や円滑な救出救助活動等のため、都や防災関係機関の連絡員を受け入れて被災状況に関する情報交換を行うとともに、必要な資機材及び活動拠点を確保する。

(2) 生活再建に向けた復旧・復興体制への速やかな移行

- 復興計画の立案のための被害調査の実施、罹災証明書の交付、災害廃棄物処理等、応急・復旧からの円滑な移行を見据え、復興の準備も並行して進める必要がある。

2-3 風水害（多摩川・中小河川の洪水や内水氾濫）

2-3-1 想定する風水害の規模

- 世田谷区においては、南部を一級河川である多摩川が西から東の方向に流れおり、想定最大規模降雨（多摩川流域の2日間総雨量 588 ミリメートル）があった際には、河川の氾濫や著しい浸水被害、氾濫流による建物の倒壊が世田谷区南部で発生する可能性がある。
- また、東京都が管理する中小河川である野川、仙川、入間川、谷沢川及び丸子川が区内を流れしており、想定最大規模降雨（総雨量 690 mm・時間最大雨量 153 mm）により、これらの河川の氾濫による浸水被害が発生する可能性がある。
- 想定最大規模降雨による河川の増水及び雨水による浸水を予測したハザードマップでは、多摩川及び中小河川の周辺は多くのエリアで浸水深 0.5m から 5m となり、一部エリアでは 10m 以上と想定されている。
- また、多摩川の氾濫により洪水が発生した場合、0.5m 以上の浸水継続時間は最大で 72 時間と想定されている。
- その他、土砂災害警戒区域等の急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）、下水が溢れることによる内水氾濫及び強風等による被害が発生する可能性がある。

2-3-2 発災条件

- 台風の進路や気象予報などにより、想定する規模の風水害の場合は発災の一定程度前から予測が可能なため、職員の事前配備を行うことが可能であり、本計画を策定する上で特定の発災条件は設けないものとする。

2-3-3 想定される区全体の被害状況

- 浸水想定エリアでは、多数の人的・物的被害（建物の浸水）が発生するおそれがある。
- 交通インフラやライフラインにも被害が発生するため、各種インフラ・ライフラインの応急復旧や、建物被害による罹災証明書発行業務、災害廃棄物処理等の様々な災害対策業務が求められる。
- 都市インフラの設備等が浸水した場合は、その復旧作業が長期化するおそれがある。

2-3-4 想定される区への影響

- 区の庁舎・施設の中には浸水想定区域に建てられているものもあり、想定される降雨量等により、庁舎・施設の浸水対策を講じたり、庁舎・施設の使用の可否を検討したりする必要が生じる可能性がある。

2-3-5 想定される職員態勢

- 区は、水防活動を要する場合、気象警報の発表状況等に応じて職員を参集させることとしている。
- 世田谷区地域防災計画では、活動体制の区分毎の職員参集の範囲に関する基準はなく、区災害対策本部を設置した場合の災対各部の要員は、災対各部で判断するものとしている。
- 区災害対策本部の設置は、気象情報で台風の接近等により、強い降雨または強風の継続等が予報され、洪水氾濫、土砂災害発生のおそれがある場合にくわえて、台風の規模や進路、鉄道などの計画運休の情報を考慮して判断されることから、業務継続に必要となる最大規模の職員参集として、全職員の参集が可能と見込むものとする。

2-3-6 業務継続上のポイント

(1) 非被災エリアからの支援、「通常業務」の対応

- 浸水地域では、甚大な被害が発生するため、「非常時優先業務」に注力する一方で、非被災エリアでは、被災エリアを支援しつつ、「通常業務」を継続して行う必要がある。

2-4 火山噴火（富士山噴火）

2-4-1 想定する災害の規模

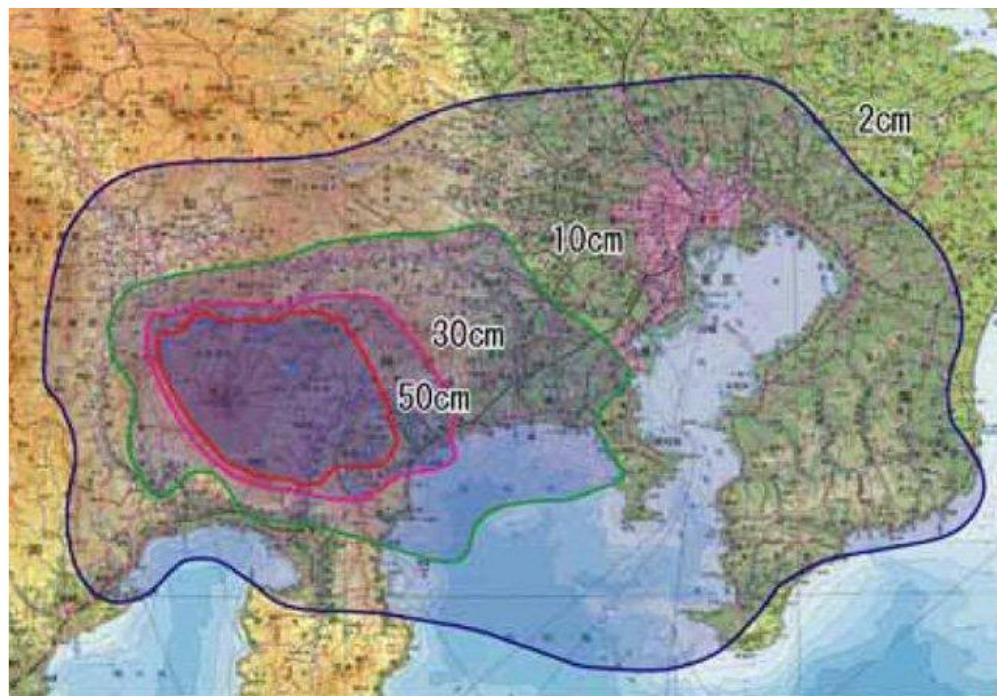
- 富士山は過去にも噴火を繰り返しており、大規模噴火が発生した場合、首都圏を含む地域が広く降灰に見舞われ、区民生活や社会経済活動に大きな影響を及ぼすことが懸念される。
- 世田谷区地域防災計画では、国が設置した富士山ハザードマップ検討委員会が平成16年6月に公表した「富士山ハザードマップ検討委員会報告書」に示された被害想定を計画の基礎としている。
- 世田谷区は、富士山火口から距離があるため、溶岩流や火碎流等の被害を受けることはなく、広範囲な降灰に起因する被害が想定されている。

第2章 計画の前提条件

図表 15 富士山噴火の規模と被害の概要

噴火の規模等	規 模	宝永噴火と同程度
	継続期間	16 日間
	時期	(1)梅雨期 (2)その他の時期
噴火の原因	降灰	
被害の範囲	都内全域	
被害の程度	世田谷区 2~10cm 程度 (八王子市及び町田市の一部 10cm 程度、その他の地域2~10cm 程度)	
被害の概要	降灰によるもの	健康被害、建物被害、交通・ライフライン、農林水産業、商工業、観光業への影響
	降灰後の降雨等に伴うもの	洪水、泥流、土石流に伴う人的・物的被害

図表 16 降灰予想図（降灰の影響が及ぶ可能性の高い範囲）



出典:富士山火山広域防災対策基本方針(平成 18 年2月、中央防災会議)

2-4-2 想定される区全体の被害状況

- 交通・ライフライン被害として、視界不良や堆積灰により交通事故の発生や車両の通行不可等が想定されるほか、降灰による停電の可能性もある。
- 堆積灰の重みによる屋根の崩落、降灰による水質汚濁や給水施設への給水被害、さらに降灰後の降雨等に伴う泥流や家屋倒壊等の二次災害の発生による人的・物的被害も想定される。
- 区民への健康被害として、目や皮膚の症状、また呼吸器系の基礎疾患がある人だけでなく健康な人でも呼吸器系に影響が発生する場合がある。

2-4-3 想定される職員態勢

- 富士山をはじめとする常時観測火山は、震動観測、地殻変動観測、遠望観測等のほか、隨時現地調査が行われ、火山活動の推移が24時間体制で監視されている。火山の異常現象を早期に把握することができる程度可能と想定されるため、噴火警報の発令状況に応じて職員の事前配備を行うことが可能である。
- 気象庁が発表する降灰予報に応じて、区災害対策本部を設置するなど、必要な態勢を構築する。

2-4-4 業務継続上のポイント

- 状況により住民の命の危険がある場合（※）には、避難等の行動をとる必要があるため、区は災害応急対策活動を行うための態勢をとる。

※堆積灰の重みによる屋根の崩落、降灰後の降雨等に伴う泥流や家屋倒壊等の二次災害、ライフラインへの影響等により自助・共助による生活が継続できず生命に危険が及ぶ人 等

第2章 計画の前提条件

【参考】 被害の様相に応じた各分野の対策の基本方針は以下のとおり。

図表 17 ステージに応じた被害の様相と広域降灰対策の基本的な考え方

防災対策検討のための区分 事項	ステージ4	ステージ3	ステージ2	ステージ1
被害の様相 降灰量等	降灰量 30cm 以上 降灰後土石流が想定される範囲	降灰量 3~30cm 被害が比較的大きい	降灰量 3~30cm 被害が比較的小さい	降灰量微量~3cm
建物倒壊	木造家屋倒壊の可能性（降雨時）	体育館等の大スパンの大型建物は損壊の可能性		-
輸送・移動、 物資・ライフ ライン供給	道路通行・物資供給困難 ライフライン影響大（長期化）		道路通行・物資供給 困難※1 ライフライン影響小	鉄道・航空機等運行停止 物資供給支障
住民等の 基本的な行動	原則避難 (噴火直後は、自宅や堅牢な建物に退避)	自宅等で生活を継続 (状況に応じ生活可能な地域へ移動)	自宅等で生活を継続	自宅等で生活を継続
通院による人工 透析や介護サービス が必要な人等	原則避難	原則避難	自宅等で生活を継続 (状況に応じ医療の対応可能な地域へ移動)	自宅等で生活を継続
輸送・移動手段 及び物資供給	要救助者等がいる場合、避難・救助を最優先に確保	ライフライン復旧及び物資供給を最優先に確保	ライフライン復旧・維持を最優先に確保	除灰等の準備・影響ある分野は除灰開始
ライフライン 分野の対応	(域外に避難した地域は、優先順位低)	障害が長期化・影響が大きい状況から、少しでも早い復旧に取り組む	早期の復旧に取り組み、復旧後は、ライフラインを維持する	影響は一部に留まるため、復旧及びライフラインの維持に取り組む

※1:一時的に供給困難となることもあるが、応急対応により生活継続が可能な状況。

出典:首都圏における広域降灰対策ガイドライン(令和7年3月、内閣府(防災担当)

2-5 中規模災害・小規模災害

2-5-1 想定する災害の規模・被害の様相

(1) 地震

- 震度5弱程度の地震が発生した場合、揺れの大きかった地域では、インフラ施設や住家等の被害が一部発生するおそれがある。また、公共交通機関の運行停止により、時間帯によっては帰宅困難者が発生し、一時的に混乱が発生するおそれがある。

(2) 風水害

- 台風の接近による大雨や集中豪雨等に見舞われた場合、河川沿いや地盤の低いエリアにおいて浸水被害が発生するほか、土砂災害警戒区域等の急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）が発生するおそれがある。

(3) 火山噴火

- 富士山が噴火した場合、降灰被害は風向きに左右されるため、直ちに降灰が生じない場合にも、風向きの変化に伴う降灰被害に備える必要がある。

2-5-2 想定される職員態勢

(1) 地震

- 世田谷区は、区の区域内において震度5弱以上の地震が発生した場合、区災害対策本部を自動的に設置し、非常配備態勢（全職員）により対応する。

(2) 風水害

- 風水害が発生又は発生するおそれがあるとき、世田谷区は区水防本部又は、区災害対策本部を設置するとともに、事態に即応した態勢をとる。災害対策本部における災対各部の要員は、災対各部で判断し招集する。

(3) 火山噴火

- 富士山の噴火警報が発表された場合や、富士山が噴火し降灰予報が発表された場合、風向きの変化等に伴い降灰被害が発生した場合は、必要な態勢を構築し対応する。

2-5-3 業務継続上のポイント

- 「災害対策業務」と「通常業務」を並行して行う災害事象をベースに、被害の状況に応じて、適切な業務バランスを確立し、対応にあたることが重要となる。
- 施設を所管する各部における点検や必要に応じた復旧作業、区民への早期の情報提供など、庁内において情報共有できる態勢を確実に構築し、区民に必要な情報の呼びかけなど、早期の防災行動につなげる必要がある。
- 局地的な被害への対応や区民への情報提供などを必要な人員で適切に行うと同時に、「通常業務」も並行して行う必要がある。

2-6 複合災害

2-6-1 想定する災害の規模・被害の様相

- 東日本大震災では東北地方太平洋沖地震、大津波、原子力発電所事故など、複合災害に見舞われた。また、近代未曾有の大災害である関東大震災では、台風の影響で関東地方では強風が吹いており、火災延焼による被害の拡大が顕著であり、地震発生から3週間後に台風が接近した。
- 近年では、令和2年7月豪雨が新型コロナウィルス感染拡大の最中に発生し、感染症対策を施しつつ、避難所運営や応援職員の受け入れを行うなど、感染症まん延下における災害対応を余儀なくされた。
- また、令和6年能登半島地震で大きな被害を受けた石川県能登地方では、同年9月に記録的な豪雨に見舞われ、河川の氾濫により応急仮設住宅が浸水するなど、地震からの復旧・復興段階で立て続けに風水害の被害を受ける事態となった。
- 「首都直下地震等による東京の被害想定」（令和4年5月）においても、大規模地震と風水害、火山噴火、感染拡大などの複合災害発生時に起き得る事象が整理されている。

図表 18 地震との主な複合災害

風水害	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地震動や液状化により堤防や護岸施設が損傷した箇所から浸水被害が拡大 ・ 梅雨期や台風シーズンなど、降水量が多い時期に地震が発生した場合、避難所等を含む生活空間に浸水被害が発生
火山噴火	<ul style="list-style-type: none"> ・ 数cmの降灰でも交通支障が発生し、救出救助活動や物資、燃料の搬送、がれきの撤去などの応急対策や復旧作業が困難化 ・ 火山灰が除去される前に地震が発生すると、降灰荷重により建物被害が激甚化
感染拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多くの住民が避難する中で、感染症や食中毒が発生した場合、避難者間で集団感染が発生 ・ 救出救助活動や避難者の受け入れ等において感染防止対策が必要となり、活動に時間がかかる可能性

出典:首都直下地震等による東京の被害想定報告書(令和4年5月、東京都防災会議)

- これらを踏まえ、次の2つのケースの複合災害を想定する。

(1) 【ケース①】 感染症の蔓延下において大規模災害が発生

- 感染症が国内で蔓延している状況下で、大規模災害が発生
- 避難所において、できる限りの感染症対策を講じるも、密集した環境のため、感染が拡大し、高齢者や既往症を持つ方等に重症化の傾向

(2) 【ケース②】大規模地震発生後、復旧・復興期に風水害が発生

- 出水期における大規模地震の発生により多くの住民が避難生活を送る中、大型台風の接近や線状降水帯の発生等により風水害が発生
- 浸水エリアにある避難所では、河川の氾濫に備え、安全な場所にある別の避難所に再避難

2-6-2 業務継続上のポイント

- 同種あるいは異種の災害が同時又は時間差をもって発生する複合災害が発生した場合、被害の激化や広域化、長期化等が懸念されることから、こうした状況を念頭に置きながら、予防、応急・復旧対策を実施する必要がある。
- 基本的には、先発災害発生時における被害状況等を踏まえ、その災害事象にかかる「非常時優先業務」を確実に進めつつ、後発災害に伴う影響なども念頭に、次の点に留意する必要がある。

(1) 留意事項【ケース①】感染症の蔓延下において大規模災害が発生

- 災害ボランティアやエッセンシャルワーカーの行動制約下における体制の確保
- 避難所における感染拡大による災害関連死抑止への対応 等

(2) 留意事項【ケース②】大規模地震発生後、復旧・復興期に風水害が発生

- 先発災害から後発災害へのシームレスな対処計画の策定、受援応援体制の強化
- 後発災害のリスクや被害状況等を踏まえた被災者の移送等の検討
- 後発災害による被害の拡大に伴う避難の長期化を要因とした災害関連死抑止への対応 等

図表 19 複合災害時における先発・後発災害への対応イメージ



出典：東京都地域防災計画（令和5年11月）

第3章 非常時優先業務

3-1 非常時優先業務の選定方法

- 本章では、第2章で整理した前提条件のもと、震災時において、発災後1ヶ月以内に優先して開始すべき区の業務を「非常時優先業務」として選定し、業務開始目標時間をそれぞれ定める。風水害時における業務開始目標時間は、「世田谷区風水害対応タイムライン（防災行動計画）」を参考に定める。
- 業務開始目標時間の区分は、発災から4時間以内、8時間以内、12時間以内、24時間以内、48時間以内、72時間以内、1週間以内、2週間以内、1ヶ月以内の9区分である。
- 非常時優先業務のうち、「災害対策業務」（応急対策業務及び優先すべき復旧・復興業務）は、「世田谷区地域防災計画」から抽出する。また、「世田谷区震災時職員行動マニュアル」及び「世田谷区震災復興マニュアル」と整合を図る。
- 非常時優先業務のうち、「優先すべき通常業務」は、世田谷区組織規則等に示される区の通常業務について、「①区民の生命・生活・財産の保護」「②法令遵守」「③関係所管・他期間等への業務の影響」等の観点から絞込み、影響の重大性：「Ⅲ 中程度」以上の業務を選定する（図表20）。業務の開始・再開が遅れることによる影響度に応じて、特に重要な業務を精査し、実施・継続するものとする。

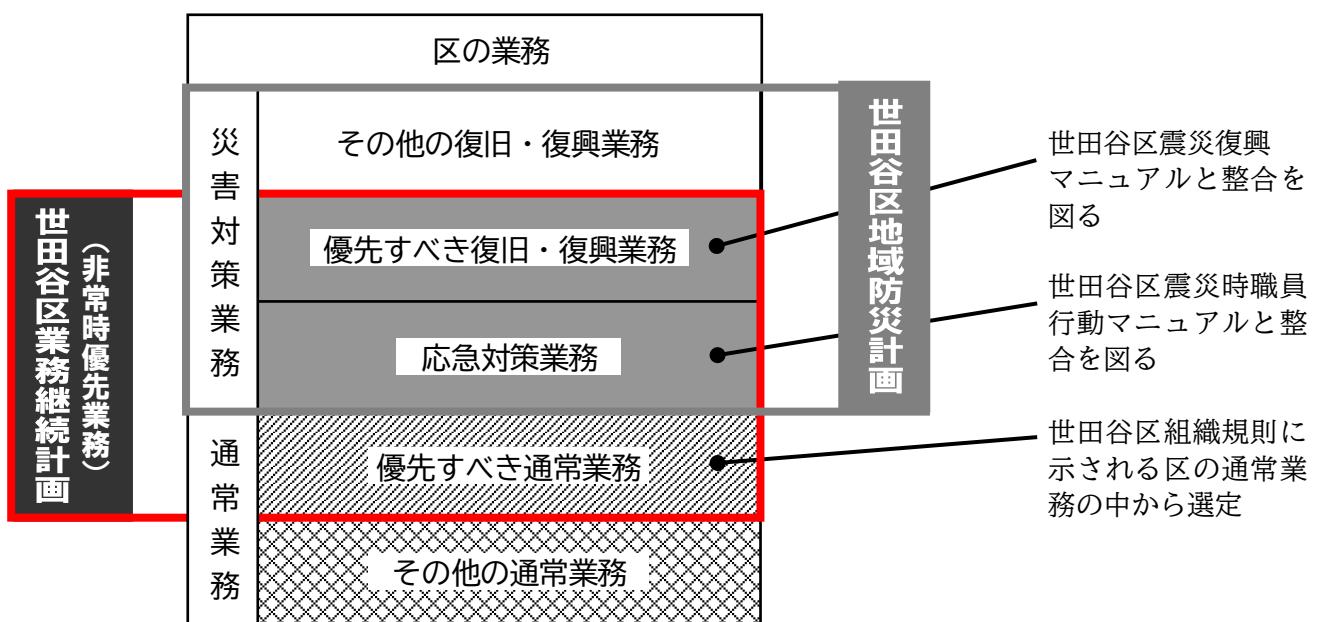
図表 20 優先すべき通常業務の選定

影響の重大性		各業務の開始・再開が遅れることに伴う代表的な影響の内容
I	軽微	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会的影響はわずかにとどまる。 ○ ほとんどの人は全く影響を意識しないか、意識をしてもその行政対応は許容可能な範囲であると理解する。
II	小さい	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会的影響はわずかにとどまる。 ○ ほとんどの人は全く影響を意識しないか、意識をしてもその行政対応は許容可能な範囲であると理解する。
III	中程度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一定程度の社会的影響が発生する。 ○ 社会的な批判が一部で生じ得るが、過半の人はその行政対応は許容可能な範囲であると理解する。
IV	大きい	<ul style="list-style-type: none"> ○ 相当大きな社会的影響が発生する。 ○ 社会的な批判が多く発生し、過半の人はその行政対応は許容できないと考える。
V	甚大	<ul style="list-style-type: none"> ○ 甚大な社会的影響が発生する。 ○ 大規模な社会的な批判が発生し、大部分の人はその行政対応は許容できないと考える。

注)地震発生に起因する社会への影響をもって「影響の重大性」を測るのではなく、各時間区分までに行政対応が開始・再開できなかつことによる影響を評価する。

出典：中央省庁業務継続ガイドライン 第3版（令和4年4月、内閣府（防災担当））

図表 21 非常時優先業務の選定



3-2 非常時優先業務の選定結果

- 非常時優先業務は、地震及び風水害で選定している。選定結果は以下のとおり。

図表 22 非常時優先業務の選定結果

	非常時優先業務		
	災害対策業務	優先すべき通常業務	計
地震	454	453	907
風水害	613	456	1,069

※ 本計画では、開始目標時間を定めるべき仕事を、その内容や分量、性質を問わずに、一律に「業務」として取り扱っているため、1業務あたりの量や質は全て異なっている。また、地震と風水害では、同じ業務の場合も、災害の様相により業務量が異なる場合がある。したがって、業務数はあくまでも全体像を把握するための目安に過ぎない。

※ 全ての部・課に共通する「庶務事務」については、非常時優先業務から外している。

3-3 震災時の主な非常時優先業務

災対各部ごとの震災時の主な非常時優先業務を整理する。

(1) 災対統括部の主な非常時優先業務

業務開始 目標時間	非常時優先業務		
	災害対策業務	優先すべき通常業務	
	業務名	業務名	所管部課
発災～4 時間	<ul style="list-style-type: none"> ○本部長室会議の開催 ○避難指示の発令、避難誘導 ○災害救助法適用への対応 ○自衛隊の派遣要請及び災害派遣部隊の受入れ ○二次災害防止の措置、被害の全体像の把握 ○災対各部、防災関係機関(警察、消防、自衛隊)の活動状況の集約、各機関への要請 ○被害情報・復旧情報の整理 ○防災行政無線、防災情報システムの被災状況の把握及び復旧 		
4～8 時間			
8～12 時間			
12～24 時間			
24～48 時間			
48～72 時間	<ul style="list-style-type: none"> ○府内ネットワークの復旧対応 ○情報関連設備の復旧対応 ○災害により故障した情報システム及び通信インフラの復旧 ○データの回復 	<ul style="list-style-type: none"> ○電子計算組織の適正かつ効率的な運営に関すること 	DX*推進
72 時間～1週間	<ul style="list-style-type: none"> ○防犯対策 	<ul style="list-style-type: none"> ○安全安心まちづくりの推進に関すること 	危機*地域生活
1～2 週間	<ul style="list-style-type: none"> ○激甚災害指定に向けた対応 		
2 週間～1 ヶ月			

災対統括部の構成:危機管理部、DX 推進担当部、選挙管理委員会事務局

(2) 災対総務部の主な非常時優先業務

業務開始 目標時間	非常時優先業務		
	災害対策業務	優先すべき通常業務	
	業務名	業務名	所管部課
発災～4 時間	○本部長及び副本部長の秘書業務 ○本庁舎来庁者の救護及び避難誘導 ○本部長室会議の庶務 ○被害状況報告の集計及び資料作成 ○防災関係機関の活動場所確保	○庁舎及びその付帯設備の維持管理に関すること	庁舎＊庁舎管理
4～8 時間	○本庁舎の保全・管理 ○職員の配置調整 ○職員の服務及び給与(出勤状況)の調整 ○職員の安否状況の調査 ○職員の給食・寝袋配給		
8～12 時間	○庁舎内設備の状況確認		
12～24 時間			
24～48 時間		○職員の服務及び分限に関すること	総務＊人事
48～72 時間			
72 時間～1 週間	○応急措置の実施に伴う損失補償、審査請求、訴訟等	○本会議に関すること	議会
1～2 週間	○受援体制・広域連携体制の検討	○職員の給料、諸手当及び旅費の支給に関すること	総務＊人事
2 週間～1 ヶ月		○委員会に関すること	議会

災対総務部の構成:総務部、庁舎整備担当部、区長室、区議会事務局

第3章 非常時優先業務

(3) 災対財政・広報部の主な非常時優先業務

業務開始 目標時間	非常時優先業務		
	災害対策業務	優先すべき通常業務	
	業務名	業務名	所管部課
発災～4 時間	○HP 等による情報発信 ○エフエム世田谷による区民への情報提供 ○帰宅困難者への情報提供等(鉄道運行情報等の提供、代替輸送手段) ○災害時協力協定締結団体との調整 ○報道機関に対する情報提供等		
4～8 時間		○区政の報道に関すること ○報道機関との連絡調整に関すること ○区のホームページの運営に関すること	政経＊広報広聴 政経＊広報広聴 政経＊広報広聴
8～12 時間	○せたがやコールの体制確認と復旧支援、区民問い合わせ対応		
12～24 時間		○エフエム世田谷との連絡調整に関すること	政経＊広報広聴
24～48 時間			
48～72 時間	○災害対策関係予算の編成		
72 時間～1 週間	○区民への死亡者に関する情報提供 ○紙媒体による区民への情報提供	○予算の調整、配当、執行監督及び調査報告に関すること	政経＊財政
1～2 週間	○震災復興方針及び震災復興計画の策定	○区のおしらせの発行に関すること	政経＊広報広聴
2 週間～1 ヶ月	○財源の確保 ○被災者情報に関する広報	○府議に関すること ○官公署等の広報連絡に関すること ○広報及び広聴に関すること	政経＊政策企画 政経＊広報広聴 政経＊広報広聴

災対財政・広報部の構成:政策経営部、監査事務局

(4) 災対地域本部（世田谷、北沢、玉川、砧、烏山）の主な非常時優先業務

業務開始 目標時間	非常時優先業務		
	災害対策業務	優先すべき通常業務	
	業務名	業務名	所管部課
発災～4 時間	<ul style="list-style-type: none"> ○地域本部会議の開催 ○施設利用者、危険物施設からの避難誘導等 ○遺体の搜索、収容及び埋葬に係る情報収集 ○総合支所庁舎の管理及び保全 ○避難行動要支援者の安否確認 ○道路閉塞箇所道路被害状況道路啓開活動状況の把握 ○道路、河川等の障害物の除去に係る情報収集 ○避難所等公共施設の応急危険度判定 ○警戒区域への立入り制限又は禁止及び警戒区域からの退去命令に関すること ○不足物資要請の受付・調達、調達先から要請先への搬送手配 ○避難所の設置、運営支援、広報依頼 ○在宅避難者への支援 ○帰宅困難者への支援 		
4～8 時間	<ul style="list-style-type: none"> ○遺体収容所の運営、遺体の保管と管理 ○民間建築物の応急危険度判定 ○避難所の支援 ○応急給水の実施 ○被災した妊産婦・子ども家庭世帯等支援 		
8～12 時間	<ul style="list-style-type: none"> ○罹災証明の発行調整 ○死亡届受付と死体埋火葬許可証の発行調整、広域火葬の調整 ○義援金の申請受付 		

第3章 非常時優先業務

業務開始 目標時間	非常時優先業務		
	災害対策業務 業務名	優先すべき通常業務 業務名	所管部課
	○ボランティアに関する連絡調整、 情報集約		
12～24 時間	○ボランティア、支援隊の受入調整	○生活保護法等に基づく援護、 育成又は更生の措置等及び区 長が必要と認める援護の実施 に関すること	支所＊生活支援
24～48 時間		○高齢者虐待の防止等に関する 事務 ○障害者虐待の防止等に関する 事務 ○戸籍の届出及び申請等の受理 に関すること	支所＊保健福祉 支所＊保健福祉 支所＊区民
48～72 時間		○戸籍の相談に関すること ○障害者総合支援法に基づく自 立支援給付に関すること ○児童虐待の防止等に関する事 務	支所＊区民 支所＊保健福祉 支所＊子ども家庭
72 時間～1 週間	○総合相談窓口の設置	○高齢者保健福祉サービス事務 ○障害者保健福祉サービス事務 ○母子保健事業に関すること ○難病、障害者、高齢者等に係 る在宅療養相談に関すること ○子ども家庭総合相談に関する こと ○区民相談等に関すること	支所＊保健福祉 支所＊保健福祉 支所＊健康づくり 支所＊健康づくり 支所＊子ども家庭 支所＊地域振興
1～2 週間		○住民基本台帳に関すること ほか くみん窓口・出張所事務 ○生活保護等面接相談、助言 ○自動車臨時運行許可に関する こと	支所＊区民 支所＊生活支援 支所＊街づくり
2 週間～1 ヶ月			

各災対地域本部の構成:各総合支所

(5) 災対物資管理部の主な非常時優先業務

業務開始 目標時間	非常時優先業務		
	災害対策業務	優先すべき通常業務	
	業務名	業務名	所管部課
発災～4 時間	○緊急輸送対応 ○車両等の調達及び配分(物資及び負傷者等の搬送)		
4～8 時間	○応急給水地域・給水方法の決定		
8～12 時間			
12～24 時間			
24～48 時間	○備蓄物資の輸送 ○東京都の備蓄物資及び調達物資での物資供給 ○燃料供給依頼 ○災害対策に必要な経費及び物品の出納	○特別区民税・都民税、軽自動車税の課税 ○歳計現金及び基金に属する現金並びに有価証券の出納保管に関する事項(※) ※災害時における世田谷区会計事務取扱要領に基づく取扱い ○公会計制度改革に関する事項 ○財務会計システムの運用管理に関する事項	財務*課税 会計*会計 会計*会計 会計*会計
48～72 時間	○し尿収集車による収集を要しない災害用トイレの輸送調整		
72 時間～1 週間	○借受施設に関する事項	○工事、製造、修繕その他の請負契約に関する事項 ○物品の調達に関する事項 ○車両その他の供給委託等の契約に関する事項	財務*経理 財務*経理 財務*経理
1～2 週間	○租税の減免等、特別区税の納税緩和措置		
2 週間～1 ヶ月			

災対物資管理部の構成:財務部、会計室

第3章 非常時優先業務

(6) 災対区民支援部の主な非常時優先業務

業務開始 目標時間	非常時優先業務		
	災害対策業務	優先すべき通常業務	
	業務名	業務名	所管部課
発災～4 時間	○家屋・住家の被害状況の把握 ○罹災証明書の交付		
4～8 時間	○義援金品の受領及び配分 ○住民基本台帳事務、戸籍事務の調整、国、都、他区市町村との連絡調整		
8～12 時間	○近隣火葬場の被害状況の確認、広域火葬等の調整 ○外国人災害時情報センター設置 ○他自治体との連絡調整		
12～24 時間	○生活福祉資金・災害援護資金の貸付け ○商業者、工業事業者、農業者等の被害状況調査 ○公衆浴場の営業に関する情報提供と再建支援	○公益財団法人せたがや文化財団との連絡調整に関すること ○戸籍事務の指導及び調整に関すること	生文＊文化国際 地行＊住民記録
24～48 時間			
48～72 時間	○用地の確保・調整	○男女共同参画プランの推進に関すること ○臨海部広域斎場組合に関すること ○情報提供ネットワークに係るシステム整備及び総合的な調整に関すること	生文＊人権男女 地行＊地行 地行＊マイナ
72 時間～1 週間	○被災者の生活相談等の支援	○住民記録事務及び印鑑登録事務システムの運用管理に関すること ○消費生活に係る相談及び苦情処理に関すること	地行＊住民記録 経産＊消費生活
1～2 週間			
2 週間～1 ヶ月	○被災者生活再建支援法の適用		

災対区民支援部の構成:生活文化政策部、地域行政部、スポーツ推進部、経済産業部

(7) 災対清掃部の主な非常時優先業務

業務開始 目標時間	非常時優先業務		
	災害対策業務	優先すべき通常業務	
	業務名	業務名	所管部課
発災～4 時間	○清掃事務所被害状況の確認 ○管内の被災情報の集約		
4～8 時間			
8～12 時間	○ごみの収集・し尿の収集に関する 広報 ○ごみ収集の臨時作業計画の策定 ○配車計画の策定、車両管理		
12～24 時間	○災害に対応した、ごみ収集・し尿 収集の計画に関すること ○中継所の受入れ準備	○廃棄物及び資源の排出指導に 関すること	清り＊清掃事務所
24～48 時間	○し尿収集の臨時作業計画の策定		
48～72 時間	○ごみ及びし尿の収集及び処理		
72 時間～1 週間		○有料ごみ処理券に係る事務の 調整に関すること ○家庭から排出される動物死体	清り＊管理 清り＊清掃事務所 の処理に関すること
1～2 週間	○解体がれき処理の受付開始から 作業開始までの実施手順		
2 週間～1 ヶ月			

災対清掃部の構成:清掃・リサイクル部

第3章 非常時優先業務

(8) 災対保健福祉部の主な非常時優先業務

業務開始 目標時間	非常時優先業務		
	災害対策業務	優先すべき通常業務	
	業務名	業務名	所管部課
発災～4 時間	<ul style="list-style-type: none"> ○避難行動要支援者の安否情報の集約 ○各事業者との利用者安否確認、被災状況確認、連絡調整 ○災害遺児・災害孤児への対応 ○児童相談所の施設復旧及び事業再開 ○所管施設の被災状況の把握及び対応方針決定 		
4～8 時間	<ul style="list-style-type: none"> ○せたがや災害ボランティアセンター 		
8～12 時間			
12～24 時間	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉避難所(高齢)の開設検討及び要請 		
24～48 時間	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉避難所(障害・母子)の開設検討及び要請 ○区立保育園・私立保育園・地域型保育事業等、子どもの安否確認及び、区立児童館等を含む被災状況の情報収集・確認 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域包括支援センター(あんしんすこやかセンター)の運営委託を実施する 	高福＊介護予防
48～72 時間	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉避難所の設置及び運営 ○応急保育 ○区立保育園・区立児童館等の再開準備 ○障害福祉サービス体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○被保険者の資格に関すること 	高福＊介護保険
72 時間～1 週間	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉避難所の開設及び運営の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○生活保護法に基づく事務の連絡調整及び診療報酬の支払に関すること ○生活保護、母子福祉資金等に係る電算処理システムの事務の調整に関すること ○高齢者に対する在宅福祉サービスの実施及び調整に関する 	<p>保福＊生活福祉</p> <p>保福＊生活福祉</p> <p>高福＊高福</p>

業務開始 目標時間	非常時優先業務		
	災害対策業務 業務名	優先すべき通常業務 業務名	所管部課
		<p>こと</p> <p>○償還払に關すること</p> <p>○介護認定審査事務に關すること</p> <p>○区立知的障害者生活寮に關すること</p> <p>○児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当及び児童育成手当に係る事務の調整に關すること</p> <p>○児童福祉施設の認可等に關すること</p>	<p>高福＊介護保険</p> <p>高福＊介護保険</p> <p>障福＊地域生活</p> <p>子若＊子家庭</p> <p>子若＊児相支</p>
1～2週間	○福祉活動関連情報の収集	<p>○被生活保護世帯の法外援護に關すること</p> <p>○災害時減免事務</p> <p>○障害者に対する在宅サービスの実施及び連絡調整に關すること</p> <p>○児童発達支援事業及び放課後等デイサービスに關すること</p>	<p>保福＊生福</p> <p>高福＊介護保険</p> <p>障福＊障害施策</p> <p>障福＊障害保福</p>
2週間～1ヶ月		<p>○区立障害者福祉施設に關すること</p> <p>○民営の障害者の福祉施設に対する支援に關すること</p>	<p>障福＊地域生活</p> <p>障福＊地域生活</p>

災対保健福祉部の構成:保健福祉部、高齢福祉部、障害福祉部、子ども・若者部、児童相談所

第3章 非常時優先業務

(9) 災対医療衛生部の主な非常時優先業務

業務開始 目標時間	非常時優先業務		
	災害対策業務	優先すべき通常業務	
	業務名	業務名	所管部課
発災～4 時間	○医療救護本部の設置・運営	○医事・薬事に関すること、毒物及び劇物の取締りに関すること ○環境衛生関係営業施設等の許認可並びに監視及び指導に関すること ○食品衛生に係る調査研究及び相談に関すること	世保＊生活保健
4～8 時間	○医薬品等の統括・調整 ○緊急医療救護所の設置・運営		
8～12 時間			
12～24 時間		○食中毒の防止その他の食品衛生の向上に関すること	世保＊生活保健
24～48 時間	○行方不明者の捜索、遺体の検死・検案・身元確認等 ○保健衛生活動 ○被災地や避難所における感染症予防や防疫活動	○感染症、結核等に係る疾病の対策及び調整に関すること	世保＊感染症
48～72 時間		○地域保健医療に係る技術的援助に関すること ○食品衛生関係営業施設の許可並びに監視及び指導に関すること	世保＊感染症 世保＊生活保健
72 時間～1 週間		○地域精神保健の専門的な保健相談に関すること	世保＊健康推進
1～2 週間			
2 週間～1 ヶ月		○地域保健医療に係る統計に関すること	世保＊感染症

災対医療衛生部の構成:世田谷保健所

(10) 災対都市整備部の主な非常時優先業務

業務開始 目標時間	非常時優先業務		
	災害対策業務	優先すべき通常業務	
	業務名	業務名	所管部課
発災～4 時間	<ul style="list-style-type: none"> ○庁舎・避難所の被害状況調査及び応急危険度判定 ○被災建築物の応急危険度判定（実施判断資料の作成、本部設置） ○区営住宅等の被害状況の把握、応急修理 ○環境保全の調査及び対策 	<ul style="list-style-type: none"> ○建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく届出書及び通知書の受理に関すること 	防街＊建築安全
4～8 時間	<ul style="list-style-type: none"> ○被災宅地の被害状況の調査及び危険度判定の総合調整 		
8～12 時間			
12～24 時間	<ul style="list-style-type: none"> ○被災建築物の応急危険度判定 	<ul style="list-style-type: none"> ○施設経営情報システムに関すること 	営繕＊公共施設マ
24～48 時間			
48～72 時間	<ul style="list-style-type: none"> ○応急仮設住宅建設の準備 		
72 時間～1 週間	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉避難所の被害状況調査及び応急危険度判定 ○民間住宅の応急修理支援 ○応急仮設住宅の供給・建設 		
1～2 週間	<ul style="list-style-type: none"> ○解体がれき処理の受付開始から作業開始までの実施手順 ○住宅復興計画の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ○区営住宅及び区立住宅の管理運営並びに維持管理及び整備に関すること 	都政＊住宅
2 週間～1 ヶ月	<ul style="list-style-type: none"> ○応急仮設住宅の入居者募集 	<ul style="list-style-type: none"> ○世田谷区風景づくり条例・世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例に係る届出及び協議に関すること ○建築に係る申請の受付、届出の受理及び台帳証明に関すること ○建築物及び工作物の構造の確認、認定及び検査に関すること 	都政＊都市デ 都政＊建築調整 都政＊建築審査

災対都市整備部の構成:都市整備政策部、施設営繕担当部、防災街づくり担当部、環境政策部

第3章 非常時優先業務

(11) 災対土木部の主な非常時優先業務

業務開始 目標時間	非常時優先業務		
	災害対策業務	優先すべき通常業務	
	業務名	業務名	所管部課
発災～4 時間	<ul style="list-style-type: none"> ○徒歩帰宅者への鉄道運行情報等の提供、利用可能な交通機関や代替輸送などへの誘導 ○行方不明者の捜索、遺体搬送の調整 ○公園等の安全確認及び応急対応 ○土砂災害の発生状況等の情報収集、都建設局への報告等 		
4～8 時間	<ul style="list-style-type: none"> ○道路障害物除去、公共施設調査点検 		
8～12 時間			
12～24 時間	<ul style="list-style-type: none"> ○河川管理施設の巡視、復旧 ○道路障害物除去に伴うがれきの処理 		
24～48 時間			
48～72 時間			
72 時間～1 週間	<ul style="list-style-type: none"> ○土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用並びに工作物等の除去及び保管に関すること 		
1～2 週間			
2 週間～1 ヶ月		<ul style="list-style-type: none"> ○認定証明及び区域証明の発行に関すること ○道路敷及び水路敷(区有財産に限る)の土地境界証明の発行に関すること ○地籍調査に関すること 	道交＊道路管理 道交＊道路管理 道交＊道路管理

災対土木部の構成:道路・交通計画部、土木部、みどり 33 推進担当部

(12) 災対教育部の主な非常時優先業務

業務開始 目標時間	非常時優先業務		
	災害対策業務		優先すべき通常業務
	業務名	業務名	所管部課
発災～4 時間	○避難所運営における各災対地域本部との協力・支援	○世田谷区教育委員会の会議及び秘書に関すること	教生＊教総
4～8 時間			
8～12 時間			
12～24 時間	○教育委員会臨時会の開催 ○学校災害対策本部の活動支援 ○応急教育の実施		
24～48 時間	○区指定文化財の被害状況の把握、緊急措置、修理方法等の調査		
48～72 時間	○避難所における給食施設の調整	○学校職員及び教職員、幼稚園教職員の人事管理に関すること ○幼稚園会計年度任用職員の人事管理、給料等の支給に関すること ○区立幼稚園及び区立認定こども園の維持運営及び保育料に関すること	学教＊学校職員 教セ＊乳幼 教セ＊乳幼
72 時間～1 週間	○被災児童生徒等への支援	○区立学校の学習系ネットワーク、校務系ネットワークの適正な運営及び管理に関すること	教セ＊DX
1～2 週間		○学校職員及び教職員の給料、諸手当、旅費等の支給に関すること ○教育相談に係る事務事業に関すること ○就学相談に関すること	学教＊学校職員 教セ＊教育相談 教セ＊支援教育
2 週間～1 ヶ月	○学校教育施設の安全点検、補修改修再建計画の策定 ○社会教育施設の再開準備、応急避難所開設等の拠点隊支援	○区立学校の維持運営に関すること	学教＊学務

災対教育部の構成:教育政策・生涯学習部、学校教育部、教育総合センター

第3章 非常時優先業務

3-4 風水害時の主な非常時優先業務

災対各部ごとの風水害時の主な非常時優先業務を整理する。

業務開始目標時間は、「世田谷区風水害対応タイムライン(防災行動計画)」の発動(台風通過の3日前)を起点とする。

(1) 災対統括部の主な非常時優先業務

業務開始 目標時間	非常時優先業務		
	災害対策業務	優先すべき通常業務	
	業務名	業務名	所管部課
発動～4 時間	○災害対策本部会議運営 ○防災気象情報収集・河川水位・雨量の確認、庁内周知		
4～8 時間			
8～12 時間			
12～24 時間			
24～48 時間	○台風に関する気象情報等伝達・注意喚起 ○水害時避難所に関する周知 ○自主避難、縁故避難の促し		
48～72 時間	○報道機関への情報提供(L アラート) ○多摩川洪水に関する避難指示等発令検討・伝達 ○被害状況集約・報告 ○庁内ネットワークの復旧対応 ○情報関連設備の復旧対応 ○災害により故障した情報システム及び通信インフラの復旧 ○データの回復	○電子計算組織の適正かつ効率的な運営に関すること	DX＊推進
72 時間～1 週間	○事後対応方針協議	○安全安心まちづくりの推進に関すること	危機＊地域生活
1～2 週間	○情報関連予算の管理		
2 週間～1 ヶ月	○災害復興本部及び連絡調整会議運営支援		

災対統括部の構成:危機管理部、DX 推進担当部、選挙管理委員会事務局

(2) 災対総務部の主な非常時優先業務

業務開始 目標時間	非常時優先業務		
	災害対策業務	優先すべき通常業務	
	業務名	業務名	所管部課
発動～4 時間	○災害対策本部会議実施 ○災害対策(復興)本部長・副本部長秘書業務、運営補佐	○庁舎及びその付帯設備の維持管理に関すること	庁舎＊庁舎管理
4～8 時間			
8～12 時間			
12～24 時間			
24～48 時間	○本庁舎の保全管理 ○服務等の取扱いに関する検討及び周知 ○災対各部における参集場所ごとの参集可能人員の確認	○職員の服務及び分限に関すること	総務＊人事
48～72 時間			
72 時間～1 週間	○本庁舎の復旧 ○必要に応じて、罹災証明業務に関する応援職員等、人員の調整	○本会議に関すること	議会
1～2 週間		○職員の給料、諸手当及び旅費の支給に関すること ○職員団体に関すること	総務＊人事 総務＊職員厚生
2 週間～1 ヶ月	○災対各部において応援職員等、人員を必要とする業務の調整(罹災証明、災害廃棄物対応等)	○委員会に関すること	議会

災対総務部の構成:総務部、庁舎整備担当部、区長室、区議会事務局

第3章 非常時優先業務

(3) 災対財政・広報部の主な非常時優先業務

業務開始 目標時間	非常時優先業務		
	災害対策業務	優先すべき通常業務	
	業務名	業務名	所管部課
発動～4 時間			
4～8 時間		○報道機関との連絡調整に関すること ○区のホームページの運営に関すること	政経＊広報広聴 政経＊広報広聴
8～12 時間			
12～24 時間		○区政の報道に関すること ○広報及び広聴に関すること	政経＊広報広聴 政経＊広報広聴
24～48 時間	○ホームページ、X、LINE での情報発信 ○避難所開設予定周知 ○エフエム世田谷と対応について事前調整、以後、状況に応じて放送開始		
48～72 時間	○多摩川洪水に関する避難指示等発令伝達 ○災害対策予算の編成		
72 時間～1 週間	○災害対策本部内でエフエム世田谷による緊急放送を実施 ○紙媒体による区民への情報提供 ○法適用に伴う予算措置等調整		
1～2 週間		○区のおしらせの発行に関すること ○官公署等の広報連絡に関すること	政経＊広報広聴 政経＊広報広聴
2 週間～1 ヶ月		○府議に関すること ○予算の調整、配当、執行監督及び調査報告に関すること ○エフエム世田谷との連絡調整に関すること	政経＊政策企画 政経＊財政 政経＊広報広聴

災対財政・広報部の構成:政策経営部、監査事務局

(4) 災対地域本部（世田谷、北沢、玉川、砧、烏山）の主な非常時優先業務

業務開始 目標時間	非常時優先業務		
	災害対策業務	優先すべき通常業務	
	業務名	業務名	所管部課
発動～4 時間	<ul style="list-style-type: none"> ○水害時避難所(避難行動要支援者用を含む)となる施設と調整 ○要支援者情報確認担当所属各部への参集要請 ○自主避難、縁故避難の促し ○一時避難(ホームレス)場所の開設 	<ul style="list-style-type: none"> ○街づくり事業用地の管理及び処分に関すること 	支所*街づくり
4～8 時間			
8～12 時間			
12～24 時間	<ul style="list-style-type: none"> ○水害時避難所開設予定周知 ○水害時避難所運営物品、備蓄物資等準備・搬送 	<ul style="list-style-type: none"> ○生活保護法等に基づく援護、育成又は更生の措置等及び区長が必要と認める援護の実施に関すること 	支所*生活支援
24～48 時間	<ul style="list-style-type: none"> ○水害時避難所(第 1 次)開設拠点隊、開設準備開始 ○避難行動要支援者用避難施設開設準備開始 ○水害時備蓄物資等準備・搬送 ○一時避難施設へ開設要請 	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者虐待の防止等に関する事務 ○障害者虐待の防止等に関する事務 ○戸籍の届出及び申請等の受理に関すること ○火葬、埋葬及び改葬の許可に関すること ○区民相談等に関すること 	支所*保健福祉 支所*保健福祉 支所*区民 支所*区民 支所*地域振興
48～72 時間	<ul style="list-style-type: none"> ○避難行動要支援者用避難施設の開設・運営、避難状況報告 ○一時避難施設の開設 	<ul style="list-style-type: none"> ○戸籍の相談に関すること ○障害者総合支援法に基づく自立支援給付に関すること ○児童虐待の防止等に関する事務 	支所*区民 支所*保健福祉 支所*子ども家庭
72 時間～1 週間	<ul style="list-style-type: none"> ○各所管管理施設・運用施設被害状況確認 ○相談窓口開設 ○罹災証明書発行受付及び被災者生活実態調査 ○避難所運営、避難状況等報告 	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者保健福祉サービス事務 ○障害者保健福祉サービス事務 ○母子保健事業に関すること ○難病、障害者、高齢者等に係る在宅療養相談に関すること ○子ども家庭総合相談に関する 	支所*保健福祉 支所*保健福祉 支所*健康づくり 支所*健康づくり 支所*子ども家庭

第3章 非常時優先業務

業務開始 目標時間	非常時優先業務		
	災害対策業務 業務名	優先すべき通常業務 業務名	所管部課
	○災害見舞金、弔慰金、障害見舞金の支給及び災害援護資金貸付 ○発災後の避難行動要支援者の安否確認等	こと	
1~2 週間		○住民基本台帳に関すること ほか くみん窓口・出張所事務 ○生活保護等面接相談、助言 ○自動車臨時運行許可に関すること	支所*区民 支所*生活支援 支所*街づくり
2 週間~1ヶ月	○継続避難所運営		

各災対地域本部の構成:各総合支所

(5) 災対物資管理部の主な非常時優先業務

業務開始 目標時間	非常時優先業務		
	災害対策業務	優先すべき通常業務	
	業務名	業務名	所管部課
発動～4 時間			
4～8 時間			
8～12 時間			
12～24 時間			
24～48 時間	<ul style="list-style-type: none"> ○開設が想定される避難所の物資受入体制について地域本部と確認 ○開設が想定される避難所への物資の供給(種類、量、供給手段等)について物資調達・輸送関連協定団体、地域本部等と調整 	<ul style="list-style-type: none"> ○歳計現金及び基金に属する現金並びに有価証券の出納保管に関する事項ほか(※) ※災害時における世田谷区会計事務取扱要領に基づく取扱い ○公会計制度改革に関する事項 ○財務会計システムの運用管理に関する事項 	会計＊会計 会計＊会計 会計＊会計
48～72 時間			
72 時間～1 週間	<ul style="list-style-type: none"> ○各所管管理施設・運用施設被害状況確認 ○断水情報収集、伝達 	<ul style="list-style-type: none"> ○工事、製造、修繕その他の請負契約に関する事項 ○物品の調達に関する事項 ○車両その他の供給委託等の契約に関する事項 	財務＊経理 財務＊経理 財務＊経理
1～2 週間		<ul style="list-style-type: none"> ○特別区民税・都民税、軽自動車税の課税 	財務＊課税
2 週間～1 ヶ月	○個人住民税の減免		

災対物資管理部の構成:財務部、会計室

第3章 非常時優先業務

(6) 災対区民支援部の主な非常時優先業務

業務開始 目標時間	非常時優先業務		
	災害対策業務	優先すべき通常業務	
	業務名	業務名	所管部課
発動～4 時間	○外国人への情報提供 ○罹災証明交付調整		
4～8 時間	○義援金品の受領及び配分		
8～12 時間			
12～24 時間	○災害見舞金、弔慰金、障害見舞金、被災者支援生活再建資金の支給の調整 ○災害援護資金貸付の調整	○公益財団法人せたがや文化財団との連絡調整に関すること ○戸籍事務の指導及び調整に関すること	生文＊文化国際 地行＊住民記録
24～48 時間	○避難所における外国人に配慮した対応、多様性に配慮した対応の確認		
48～72 時間		○男女共同参画プランの推進に関すること ○臨海部広域斎場組合に関すること ○情報提供ネットワークに係るシステム整備及び総合的な調整に関すること	生文＊人権男女 地行＊地行 地行＊マイナ
72 時間～1週間	○商業団体、農地、関係団体・施設の被害状況確認	○住民記録事務及び印鑑登録事務システムの運用管理に関すること ○消費生活に係る相談及び苦情処理に関すること	地行＊住民記録 経産＊消費生活
1～2 週間	○家屋、住家の被害状況調査の応援実施体制調整、人員・物資の調達		
2 週間～1ヶ月	○中小企業事業資金融資あっせん (災害応急資金)		

災対区民支援部の構成:生活文化政策部、地域行政部、スポーツ推進部、経済産業部

(7) 災対清掃部の主な非常時優先業務

業務開始 目標時間	非常時優先業務		
	災害対策業務	優先すべき通常業務	
	業務名	業務名	所管部課
発動～4 時間			
4～8 時間			
8～12 時間			
12～24 時間		○廃棄物及び資源の排出指導に 関すること	清り＊清掃事務所
24～48 時間	○台風上陸当日の可燃ごみ、粗 大ごみ、資源それぞれの収集実施 の可否・体制を検討 ○大量の水害ごみ(家電・家具等の 粗大ごみ)が発生した際の仮置場 の候補地選定に向けた調整		
48～72 時間	○仮置場の決定、開設準備		
72 時間～1 週間	○清掃事務所、清掃工場、各中継 所、資源中間処理施設、普及啓発 施設被害状況確認 ○災害廃棄物、ごみ収集体制の検 討 ○被害のない地域の生活ごみの収 集・運搬	○廃棄物処理手数料の総括に 関すること ○家庭から排出される動物死体 の処理に 関すること	清り＊管理 清り＊清掃事務所
1～2 週間			
2 週間～1 ヶ月	○被害状況報告 ○災害廃棄物処理方針・処理実行 計画の作成 ○仮置場の開設運営 ○応援職員・ボランティアの確保 ○災害廃棄物、生活ごみ、避難所ご みの収集・運搬		

災対清掃部の構成:清掃・リサイクル部

第3章 非常時優先業務

(8) 災対保健福祉部の主な非常時優先業務

業務開始 目標時間	非常時優先業務		
	災害対策業務	優先すべき通常業務	
	業務名	業務名	所管部課
発動～4 時間	○相談業務及び一時保護の継続 ○災害遺児・災害孤児への対応		
4～8 時間			
8～12 時間			
12～24 時間			
24～48 時間	○避難行動要支援者支援方針決定 ○応急保育・代替保育実施の判断 及び周知 ○福祉避難所開設判断及び準備 (高齢)(障害)		
48～72 時間	○福祉避難所の開設(障害) ○保育施設で保育の必要な場合の 応急保育及び代替保育実施施設 の把握、確認	○被保険者の資格に関すること	高福＊介護保険
72 時間～1 週間	○福祉避難所の情報集約(高齢) (障害) ○各所管管理施設・運用施設、在宅 医療関連医療機関、事業所の被 害状況確認、再開の確認 ○災害ボランティア派遣体制調整 ○要配慮者の安否確認、ニーズ把 握 ○ボラ協、社協の活動状況把握、情 報共有	○生活保護法に基づく事務の連 絡調整及び診療報酬の支払に 関すること ○生活保護、母子福祉資金等に 係る電算処理システムの事務 の調整に関すること ○高齢者に対する在宅福祉サー ビスの実施及び調整に関する こと ○償還払に関すること ○介護認定審査事務に関するこ ○区立知的障害者生活寮に關す ること ○児童手当、児童扶養手当、特 別児童扶養手当及び児童育 成手当に係る事務の調整に關 すること ○児童福祉施設の認可等に關す ること	保福＊生活福祉 保福＊生活福祉 高福＊高福 高福＊介護保険 高福＊介護保険 障福＊地域生活 子若＊子家庭 子若＊児相支

業務開始 目標時間	非常時優先業務		
	災害対策業務 業務名	優先すべき通常業務 業務名	所管部課
1～2週間	○国保一部負担金(医療費)の支払不要(国の指示による)	○被生活保護世帯の法外援助に 関すること ○災害時減免事務 ○障害者に対する在宅サービス の実施及び連絡調整に 関すること ○児童発達支援事業及び放課 後等デイサービスに 関すること	保福＊生福 高福＊介護保険 障福＊障害施策 障福＊障害保福
2週間～1ヶ月	○災害ボランティア派遣 ○国保料の減免・徴収猶予及び納 付相談 ○被災障害者施設の被害状況の確 認及び復旧に向けた対応	○区立障害者福祉施設に 関すること ○民営の障害者の福祉施設に 対する支援に 関すること	障福＊地域生活 障福＊地域生活

災対保健福祉部の構成:保健福祉部、高齢福祉部、障害福祉部、子ども・若者部、児童相談所

第3章 非常時優先業務

(9) 災対医療衛生部の主な非常時優先業務

業務開始 目標時間	非常時優先業務		
	災害対策業務		優先すべき通常業務
	業務名	業務名	所管部課
発動～4 時間	○人工呼吸器使用者の個別支援計画	○医事・薬事に関すること、毒物及び劇物の取締りに関すること ○環境衛生関係営業施設等の許認可並びに監視及び指導に関すること ○食品衛生に係る調査研究及び相談に関すること	世保＊生活保健 世保＊生活保健 世保＊生活保健
4～8 時間			
8～12 時間			
12～24 時間		○感染症、結核等に係る疾病の対策及び調整に関すること ○地域保健医療に係る技術的援助に関すること ○地域保健医療に係る統計に関すること ○食中毒の防止その他の食品衛生の向上に関すること	世保＊感染症 世保＊感染症 世保＊感染症 世保＊生活保健
24～48 時間			
48～72 時間		○食品衛生関係営業施設の許可並びに監視及び指導に関すること	世保＊生活保健
72 時間～1 週間	○診療可能な医療機関等の情報収集・情報提供 ○避難所救護所設置の調整 ○消毒業者への作業指示	○地域精神保健の専門的な保健相談に関すること	世保＊健康推進
1～2 週間			
2 週間～1 ヶ月	○一類、二類等感染症発生時の対応 ○DMAT 等専門職支援の受け入れ・配置		

災対医療衛生部の構成:世田谷保健所

(10) 災対都市整備部の主な非常時優先業務

業務開始 目標時間	非常時優先業務		
	災害対策業務	優先すべき通常業務	
	業務名	業務名	所管部課
発動～4 時間	○土砂災害警戒区域等における警戒及び建物等に係る台風等による風害への対応に関すること	○建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく届出書及び通知書の受理に関すること	防街＊建築安全
4～8 時間			
8～12 時間			
12～24 時間		○施設経営情報システムに関すること	営繕＊公共施設マ
24～48 時間			
48～72 時間	○公共建築物、被災建築物及び被災宅地の被害状況の調査並びに危険度判定の総合調整に関すること		
72 時間～1 週間	○公営住宅の被害状況の把握に関すること		
1～2 週間		○区営住宅及び区立住宅の管理運営並びに維持管理及び整備に関すること	都政＊住宅
2 週間～1 ヶ月	○被災者(床上浸水等居住困難者等)への区営住宅提供 ○公共施設被害修繕対応 ○がれき・解体時アスベストの処理等 ○被災住宅の応急修理事務 ○激甚災害法に基づき適用される公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助申請事務	○世田谷区風景づくり条例・世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例に係る届出及び協議に関すること ○建築に係る申請の受付、届出の受理及び台帳証明に関すること ○建築物及び工作物の確認、認定、検査及び指導に関すること	都政＊都市デ 都政＊建築調整 都政＊建築審査

災対都市整備部の構成:都市整備政策部、施設営繕担当部、防災街づくり担当部、環境政策部

第3章 非常時優先業務

(11) 災対土木部の主な非常時優先業務

業務開始 目標時間	非常時優先業務		
	災害対策業務	優先すべき通常業務	
	業務名	業務名	所管部課
発動～4 時間			
4～8 時間			
8～12 時間			
12～24 時間			
24～48 時間	○水防資機材等確認準備、調達配布等調整		
48～72 時間	○多摩川河川敷内の工作物の撤去 ○水門操作・排水ポンプ車操作サポートの配置指示		
72 時間～1 週間	○HPで多摩川の水位を確認 ○河川・堤防等警戒巡視 ○土のう運搬、土のう積み作業 ○水防計画に基づき水門等の監視操作対応 ○道路パトロール・維持管理作業 ○浸水等被害状況の収集 ○排水ポンプ車出動(宅地復旧)		
1～2 週間			
2 週間～1 ヶ月	○区道等の堆積土砂ならびに散乱物の撤去 ○浸水被害宅地等排水作業 ○道路、公園、水路等の区管理公共施設の点検・復旧 ○河川の緊急点検、応急復旧	○認定証明及び区域証明の発行 ○道路敷及び水路敷(区有財産に限る)の土地境界証明の発行 ○地籍調査に関すること	道交＊道路管理 道交＊道路管理 道交＊道路管理

災対土木部の構成:道路・交通計画部、土木部、みどり 33 推進担当部

(12) 災対教育部の主な非常時優先業務

業務開始 目標時間	非常時優先業務		
	災害対策業務	優先すべき通常業務	
	業務名	業務名	所管部課
発動～4 時間	○水害時避難所運営における各災対地域本部との協力・支援	○世田谷区教育委員会の会議及び秘書に関すること	教生＊教総
4～8 時間			
8～12 時間			
12～24 時間	○教育委員会臨時会の開催		
24～48 時間	○施設や資料等の保全対策 ○区指定文化財の被害状況収集	○学校職員及び教職員、幼稚園教職員の人事管理に関すること	学教＊学校職員
48～72 時間		○幼稚園会計年度任用職員の人事管理、給料等の支給に関すること ○区立幼稚園及び区立認定こども園の維持運営及び保育料に関すること	教セ＊乳幼 教セ＊乳幼
72 時間～1 週間	○学校災害対策本部等からの情報収集 ○区立小中学校、区立幼稚園の通常教育再開の検討 ○応急教育及び実施場所の検討 ○区立図書館被害状況確認及び図書館再開に向けた検討 ○被災した区立小中学校、区立幼稚園の児童・生徒・幼児への心のケア・相談等実施	○区立学校の学習系ネットワーク、校務系ネットワークの適正な運営及び管理に関すること	教セ＊DX
1～2 週間		○学校職員及び教職員の給料、諸手当、旅費等の支給に関すること ○教育相談に係る事務事業に関すること ○就学相談に関すること	学教＊学校職員 教セ＊教育相談 教セ＊支援教育
2 週間～1 ヶ月		○区立学校の維持運営に関すること	学教＊学務

災対教育部の構成:教育政策・生涯学習部、学校教育部、教育総合センター

第4章 非常時優先業務の執行環境の確保

4-1 非常時優先業務の執行環境の確保について

- 本章では、非常時優先業務の執行環境の確保について整理し、必要な資源や対応方針等を明らかにする。
- 非常時優先業務の執行環境の確保に必要な資源の項目は、職員、庁舎、電気、通信、情報システム、執務環境、移動手段、トイレ及び飲料水・食料等である。

4-2 職員体制

(1) 現状

ア 地震

- 「世田谷区災害対策本部運営要綱」に基づき、災害時における職員の非常配備態勢を定めている。平成25年度より非常配備態勢指定における参集基準を変更し、区内で震度5弱以上の地震が発生した場合は、区本部を自動的に設置とともに区本部長の指示を待たずに全職員が参集し、災対各部が速やかにICS体制¹による応急活動に従事する体制を整備している。また、参集基準については、最新の被害想定等を踏まえ見直しを検討している。
- 非常配備態勢においては、災対地域本部及び拠点隊配備職員を本庁等の職員を指定することで増員している。また、拠点隊配備職員はまちづくり担当職員との整合を図る等、適切に更新を行うとともに、訓練を通して、職員への周知を図っている。
- 区危機管理部災害対策課兼務の災害対策職員住宅の入居職員は、災害対策本部の連絡態勢が整うまでの間、連絡業務や初動期の情報収集その他の応急業務に従事するものとして配置している。
- 時間外に発災した場合のごく初期の段階においては、ICS体制により初動対応を行う。
- 指揮命令系統を確保するため、「世田谷区災害対策本部条例施行規則」において災害対策本部長の職務代理を規定し、「世田谷区震災時職員行動マニュアル」において災対各部の部長及び部内各班の班長の職務権限代行者を定めている。
- 職員の安否確認の手法について、統一した手法が定まっていないことから、他自治体等の事例収集を行い、有事の際に職員の安否確認をスムーズに行うための仕組みについて検討している。
- 災害時の防災行動力の向上を目指し、災害対策本部運営訓練、職員参集訓練、情報通信訓練、拠点隊運営訓練、総合防災情報システム操作訓練、職員による資機材操作訓練等の災対各部における訓練を実施し、職員の防災力・意識の向上、

¹ 世田谷区におけるICS（Incident Command System：緊急司令システム）体制とは、所属や職層に関わらず最初に参集した職員で指揮命令系統を構築し、その後参集してくる職員をその時点でより緊急性の高い業務に配置していくものである。

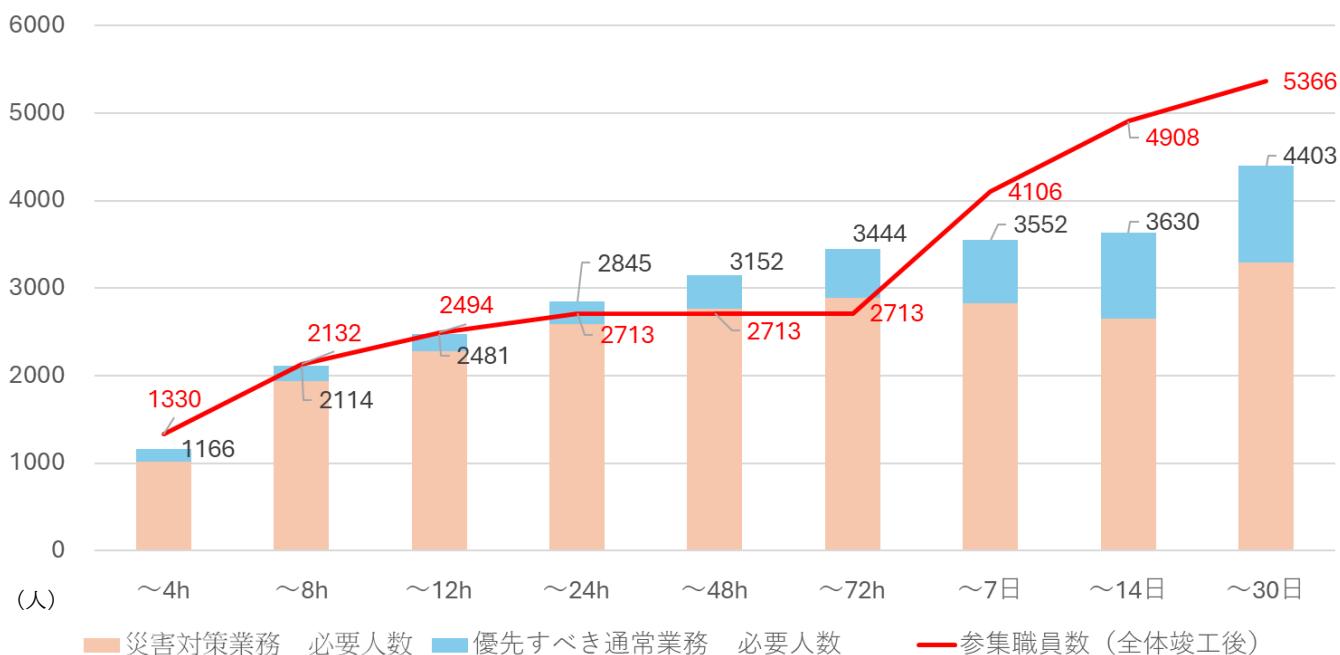
初動期の応急対応の習熟を図っている。各職員が災害時に対応できるよう震災時職員行動マニュアルを整備している。

- 震災時の職員応援体制確保の指針として、予め職員配置調整の目安を定めた「震災時職員配置調整ガイドライン」を整備している。
 - 令和2年度に受援応援体制検討部会を設置し、人的受援応援体制について協議を行い、世田谷区地域防災計画（令和3年修正）に定めた。
 - 会計年度任用職員は非常配備態勢の対象外であるが、被害状況にかかわらず、担当業務が継続している場合は、設置要綱、勤務条件明示書兼承諾書等の範囲内（勤務内容、勤務日数、時間等）で通常業務に従事することとしている。
- また、令和6年度より、各設置要綱において、「災害が発生した場合、職務実態に応じて、執務室等における職員、来庁者等の安全の確保、原状回復その他の災害への対応に当たるものとする」旨を規定し、勤務時間中の災害時における対応を行うこととしている。
- 職員の参集人数と非常時優先業務に必要な人数は以下のとおりとなる。

図表 23 職員の参集人数と非常時優先業務に必要な人数（地震）

災対各部	発災後 時間経過ごとの累計								
	発災～4時間以内	4～8時間以内	8～12時間以内	12～24時間以内	24～48時間以内	48～72時間以内	72～1週間以内	1～2週間以内	2週間～1ヶ月以内
参集人数 計	1,330	2,132	2,494	2,713	2,713	2,713	4,106	4,908	5,366
必要人数 計※	1,166	2,114	2,481	2,845	3,152	3,444	3,552	3,630	4,403

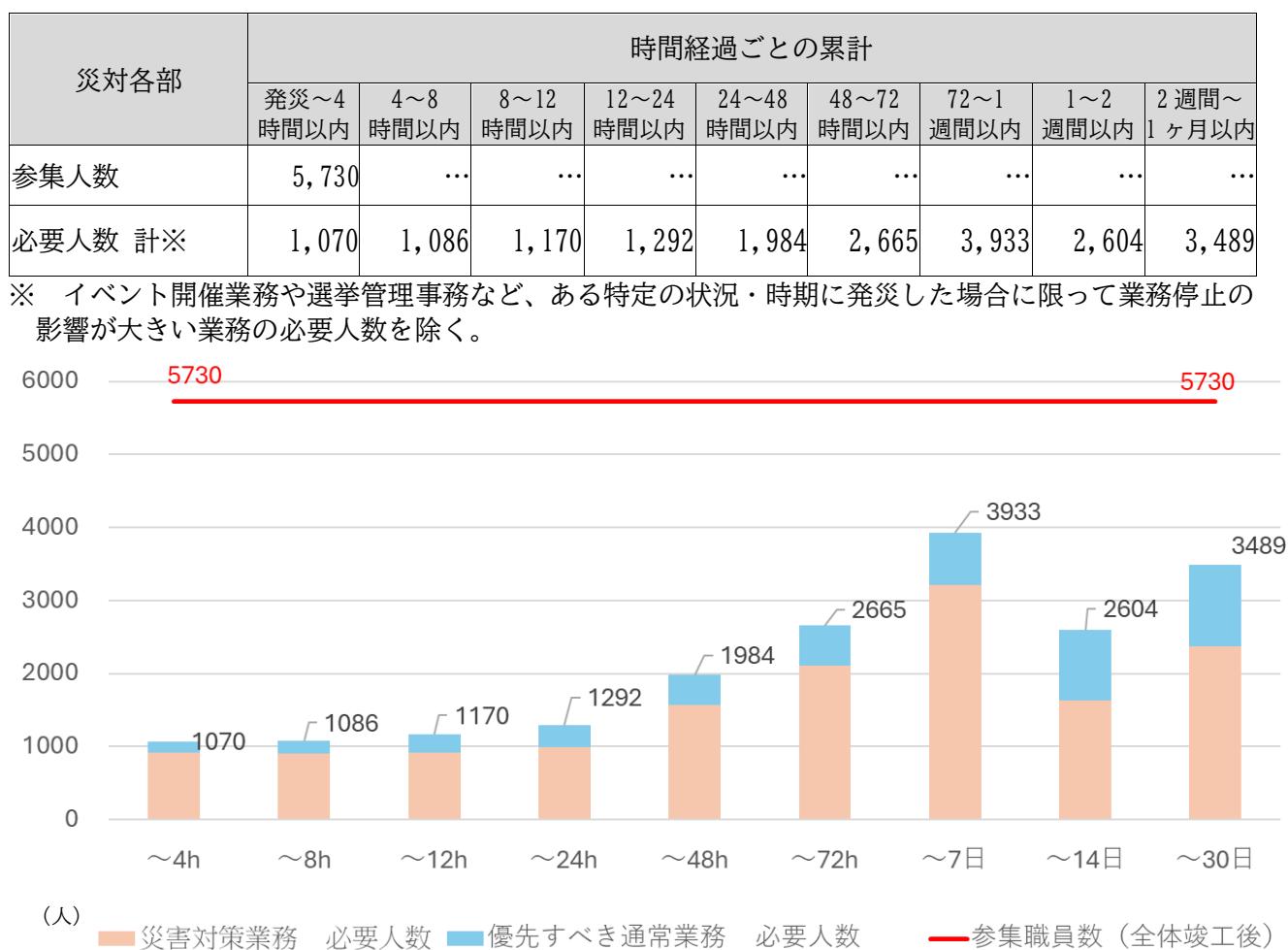
※ イベント開催業務や選挙管理事務など、ある特定の状況・時期に発災した場合に限って業務停止の影響が大きい業務の必要人数を除く。



イ 風水害

- 風水害発生のおそれがある段階での災害対策本部設置の場合の態勢では、災対各部が必要な要員を参集することとしている。
- 災害時の防災行動力の向上を目指し、災害対策本部運営訓練、拠点隊運営訓練、総合防災情報システム操作訓練、職員による資機材操作訓練等の災対各部における訓練を実施し、職員の防災力・意識の向上を図っている。各職員が災害時に対応できるよう風水害対応タイムラインを整備している。
- 非常時優先業務に必要な人数は以下のとおりとなる。参集可能職員数 5,730 人が非常時優先業務に必要な人数を上回る結果となった。

図表 24 非常時優先業務に必要な人数（風水害）



(2) 課題

- 組織改正、人事異動等に伴い、非常配備態勢の更新と職員への周知が必要である。
- 勤務時間外に発災した場合は、職員の参集に一定の時間を要する。職員の居住地と参集場所から誰がいつ頃参集できるか大体の予測を立てることができるが、実際の参集者数は被災状況によって左右されるため、早期に参集できる職員を把握する

必要がある。

- 迅速・的確な対応のため、ICS 体制の実情に即した職員配置の再検討が必要である。
- 全庁統一的な災害時の職員安否情報システムが未整備である。
- 非常時優先業務を継続するために、職員の交替体制を検討しておく必要がある。
- 平時、防災に関わっていない職員の災害対策業務への意識が希薄になりがちであり、参集時の適切な対応に向けた準備が必要である。
- 非常時優先業務の実施に必要な人員が確保できないおそれがあるため、受援体制を含めた検討を進める必要がある。
- 会計年度任用職員は平常時の業務において欠かせない存在となっている。災害時に非常時優先業務を行う上でも、一定の役割が期待されるため、具体的役割や安否確認手段の検討を行う必要がある。

(3) 対策の方向性

[非常配備態勢の見直し等]

- 非常配備態勢及び参集人員の指定を毎年度更新するとともに、適切な配置への見直し、継続的な訓練等を通じ各職員への周知徹底及び知識・意識向上を図る。

[ICS 体制の確保]

- 災害対策職員住宅入居者を災対統括部初動対応職員として配備するとともに、ICS 体制を踏まえた訓練等を継続的に行う。
- ICS 体制による初動対応の習熟に向け、より実践的な訓練を検討し、関連マニュアル修正や必要物品の配備を継続する。

[職員の安否確認方法の構築]

- 電子的手段を念頭とした安否確認方法の具体的手段の決定、導入に向けたテスト及び仕組みの構築を進める。

[職員の交替体制の構築等]

- 業務継続体制の構築のため、交替体制の整備、休憩場所、仮眠室の確保を検討する。また、定期的な健康管理・メンタルヘルスケア等について充実を図る。

[職員の災害対応力強化]

- 災害対策本部運営訓練等の訓練を継続し、震災時職員行動マニュアル等の整備を行う。
- 総合支所・まちづくりセンター職員及び各参集指定職員を対象とした訓練等の継続的な実施により知識・意識の向上を図る。

[職員の受援体制の強化]

- 受援体制の強化を図るため、都などとの連絡連携を密にするとともに、災害時には一層その連携の強化に努め、相互に協力して区内の応急対策の円滑な実施を図る。

第4章 非常時優先業務の執行環境の確保

併せて、必要な人的・物的資源が確保できない場合においては、非常時優先業務の優先すべき通常業務から、影響度に応じて特に重要な業務を精査し、業務を実施・継続することとする。

[会計年度任用職員の活用]

- 具体的な役割等については、引き続き検討する。

4-3 庁舎

(1) 現状

ア 地震

- 各庁舎の耐震性は確保している。

図表 25 世田谷区庁舎の概要

庁舎	耐震性
本庁舎	令和11年完成予定（新耐震基準）※
本庁第2庁舎	昭和44年竣工、平成15年耐震改修→新耐震基準と同等の性能を確保
城山分庁舎	平成18年竣工（新耐震基準）
三軒茶屋分庁舎	昭和46年（平成16年耐震工事済）
梅丘分庁舎	昭和58年竣工（新耐震基準）
二子玉川分庁舎	昭和53年竣工、平成23年耐震診断の結果Is値0.75以上を確保
事務センター	平成元年竣工（新耐震基準）
北沢総合支所庁舎	平成2年竣工（新耐震基準）
玉川総合支所庁舎	令和2年竣工（新耐震基準）
砧総合支所庁舎	平成21年竣工（新耐震基準）
烏山総合支所庁舎	平成3年竣工（新耐震基準）

※令和6年度に、本庁舎整備に伴い、東棟・西棟の1期工事部分が完成

- 災害対策本部及び本部長室は、令和6年度に本庁舎整備に伴い、東棟3階オペレーションルームに移転した。防災無線等の設備は災害対策課無線室に整備した。
- 災害対策本部の代替施設は、以下のとおり確保し、防災無線等の設備を備えている。

図表 26 災害対策本部の代替施設（バックアップ施設）

順位	施設名
第1順位	砧総合支所
第2順位	玉川総合支所

- 「世田谷区震災時職員行動マニュアル」で各拠点隊の代替施設を定めている。

- 施設提供に係る大学等との協力協定を継続し、災害時の庁舎の予備施設を確保している。
- 技術職員向けに応急危険度判定研修を実施するとともに、公共建築物調査班の訓練を実施し、発災時の円滑な応急危険度判定体制の構築を進めている。
- 本庁舎は、庁舎整備担当部が応急危険度判定を実施し、庁舎管理を行っている総合管理委託事業者とともに、緊急点検を実施する。

イ 風水害

- 区内の施設のうち、区職員が勤務する庁舎、事務所等の施設（257箇所）について、本計画で想定する風水害（「2-3 風水害（多摩川・中小河川の洪水や内水氾濫）（P.13）」参照）に関して「世田谷区洪水・内水氾濫ハザードマップ」に従い、施設の位置情報から浸水深を算出した結果、以下のとおりとなった。

図表 27 施設に係る浸水深に関する算出結果（令和8年2月時点）

<浸水想定（多摩川洪水版）>

浸水深	施設数	浸水深	施設数
0.0m～0.5m	242	5.0m～10m	1
0.5m～3.0m	13	合計	257
3.0m～5.0m	1		

<浸水想定（内水氾濫・中小河川洪水版）>

浸水深	施設数	浸水深	施設数
0.0m～0.1m	191	1.0m～2.0m	13
0.1m～0.5m	32	2.0m～3.0m	1
0.5m～1.0m	20	合計	257

(2) 課題

ア 地震

- 災害対策本部及び本部長室の代替施設（砧総合支所、玉川総合支所）におけるバックアップ機能の充実を図る必要がある。
- 本庁舎東棟・西棟は免震構造で耐震性は確保しているが、想定以上の震度や火災・地盤沈下等により庁舎が使用困難となる可能性もあるため、引き続き、代替施設を確保することが必要である。
- 支所が被災し、使用できなくなった場合に備えた代替施設及び設備・資機材等を配備する必要がある。
- 発災時に使用する支所内のスペース・所室等の整理・検討、および必要に応じ支所外の施設を確保する必要がある。（職員の宿泊場所、応急危険度判定員への説明会場、罹災証明書の受付場所等）
- 「世田谷区震災時職員行動マニュアル」に記載されている本庁舎、総合支所、指定避難所等の応急危険度判定の実施体制を確立する必要がある。
- 発災直後に、建物管理者等が緊急かつ応急的に建物の使用可否を判断するための体制整備、安全確認方法を定める必要がある。

イ 風水害

- 浸水想定区域にかかる庁舎等については、浸水対策や代替施設を検討しておく必要がある。

(3) 対策の方向性

[災害対策本部及び本部長室代替施設の具体的な使用方法等の検討]

- 災害対策本部及び本部長室の代替施設（砧総合支所、玉川総合支所）について、災害対策本部が活動するためにシミュレーションを行い、必要な資機材の配備、会議室等のスペースの具体的な使用方法、設備等の確認・検討を行う。

[庁舎が使用困難となった場合の代替施設の確保]

- 令和8年9月に本庁舎東棟・西棟2期棟の完成、令和11年4月に西棟3期棟が完成し、本庁舎すべてが免震構造となる。本庁舎整備が完了するまでの期間においては、第2庁舎、ノバビル（分庁舎）は被害の状況により、業務継続の優先度を勘案し、東棟・西棟の会議室などスペース確保を図る。
- 庁舎等が利用できない場合や執務スペースが不足する場合等に公共施設を代替庁舎として使用することを想定し、情報を整理する。また、具体的な使用方法、手順等を検討し、マニュアル等を整備する。

[災害時の支所機能確保（代替施設・スペースの確保）]

- 支所が被災し使用できない場合に備え、代替施設候補を設定し、必要な所室・設

備・資機材を検討・配備する。また、本庁舎や他支所と合同で災害対策地域本部を設置する可能性も検討する。

- 発災後のフェーズごとに所室の用途を一覧化するなど、支所内で必要機能を可能な限り完結できるよう検討する。不足する機能については周辺区立施設の利用を検討する。

[大学等との協力協定の継続及び予備施設の確保]

- 施設提供に係る大学等との協力協定を継続し、災害時の庁舎の予備施設を確保する。引き続き、平時から定期的に連絡を取りあい、災害時の施設提供の実効性を高める。

[庁舎の応急危険度判定に係る実施体制の確立]

- 応急危険度判定を実施すべき施設の優先順位の考え方を整理し、実施体制として災対都市整備部、災対地域本部応急危険度判定班、他自治体応援職員、ボランティアの役割分担の検討を行う。
- 技術職員向けの応急危険度判定研修と公共建築物調査班の訓練を継続し、適宜マニュアルの見直しを行う。

[庁舎の緊急点検に係る実施体制の確立]

- 「大規模地震発生直後における施設管理者等による建物の緊急点検に係る指針」(平成27年2月 内閣府(防災担当))等を参考に、庁舎の安全確認箇所を整理し、訓練等での運用検証を行い、災対各部または施設管理者による庁舎の緊急点検に係る体制を確立する。

4-4 電気

(1) 現状

- 本庁舎、各総合支所、事務センターには非常用発電機を設置している。

図表 28 庁舎等における非常用発電機の設置状況

庁舎	非常用発電機			
	場所	燃料種別	容量 (ℓ)	作動時間 (h)
本庁舎	西棟屋上	特A重油	120,000	168
	東棟屋上	特A重油	120,000	168
本庁第2庁舎	屋上	軽油	390	70
	地階	軽油	490	8
城山分庁舎	1階	ガソリン	10	17
三軒茶屋分庁舎	屋上	軽油	90	2.7
梅丘分庁舎	—	—	—	—
二子玉川分庁舎	屋上	ガソリン	39	5
事務センター	屋上	軽油	490	16.6
北沢総合支所庁舎	8階	プロパン	(※)	73
	地下3階	軽油	950	9
玉川総合支所庁舎	屋上	A重油	6500	72
砧総合支所庁舎	地下	軽油	10,000	72
烏山総合支所庁舎	地下	特A重油	1,950	8.8

※プロパンガスボンベ 10 本設置

- 烏山総合支所では、据付型の非常用発電機以外に、3台の電気自動車の蓄電池を本部会議室の電源とする設備、カセットガスを燃料とするガス発電機、ポータブル蓄電池を配備している。
- 拠点隊の機能強化のため、まちづくりセンターにガス発電機及びカセットガスを配備しているほか、災害時の電源としての使用を想定し、支所及び一部のまちづくりセンターにポータブル蓄電池等を配備している。
- 東京都石油商業組合世田谷支部と燃料供給協定を締結し、燃料を調達する体制を確保している。協定に係る給油所情報を定期的に更新している。また、想定手順の確認を行っている。
- 電気事業者と災害時の電源確保について協議を行っている。また、多様な非常用電力の供給量拡大方法を調査・研究している。

(2) 課題

- 停電時に備えた非常用電源（燃料を含む）の確保が必要である。
- 非常用発電機の操作について、関係職員の研修を行う必要がある。
- 事務センターの非常用発電機で稼働可能な機器範囲の確認が必要である。

- 非常用電源の効率的な使用方法や供給量拡充等を事前に検討しておく必要がある。

(3) 対策の方向性

[非常用電源の確保]

- 烏山総合支所では、発災後 72 時間をまかなえる LP ガス発電機を令和 8 年度に新規設置予定である。その他の施設についても非常用電源（燃料を含む）の確保及び非常用発電設備の増強を引き続き検討する。

[燃料供給体制の確保]

- 東京都石油商業組合世田谷支部との協定を継続し、燃料の供給体制を確保し、発災時は本庁・各総合支所・事務センターの燃料供給を優先的に実施する。今後も協定に係る給油所情報の更新を定期的（年 1 回）に行う。
- 非常用発電機で使用する特 A 重油は区内の調達先が限定されるため、長期停電に備えて調達先を事前に調整しておく。
- 災害時の燃料補給円滑化に向け、燃料（軽油）補給の実地訓練等の実施を検討するとともに、協定だけに頼らない燃料（軽油）補給の手段の有無の検討も行っていく。

[非常用発電機の運用体制の確保]

- 非常用電源を災害時に確実に利用できるように、定期的な点検・試運転、操作訓練等を実施する。
- 非常用発電機操作マニュアルの整備と研修を通じ、非常用発電機等の確実な起動と運用体制を確保する。
- 事務センターの非常用発電機の稼働可能な機器範囲について、確認方法を調査・検討し、令和 11 年度の中長期保全改修での対応も検討する。

[非常用電力の供給量拡充、効率的な使用方法の検討等]

- 引き続き、電気事業者と非常用電源確保（長期停電時の電源車による仮設引き込み等）について協議するとともに、多様な非常用電力の供給量拡大方法について調査・研究を行う。
- 非常用電源使用時の節電対策、非常用電源が使用可能なコンセントの配置、据付型の非常用発電機とガス発電機の役割分担の整理等を行い、効率的な使用方法を検討する。

4-5 通信

(1) 現状

- 災害時の主な情報通信回線及び機器は、以下のとおりである。

図表 29 災害時の主な情報通信回線及び機器（令和7年9月現在）

回線	機器	説明
電話回線	内線・外線電話	通常の内線・外線電話。
	FAX	通常のNTT電話回線を用いたFAX。
自営光ケーブル回線	事務用PC 複合機・プリンタ	庁内メール、各種業務システム等、日常業務で使用。
商用光ケーブル回線	事務用PC 複合機・プリンタ	庁内メール、各種業務システム等、日常業務で使用。
モバイルルータ	事務用PC 複合機・プリンタ	庁内メール、各種業務システム等、日常業務で使用。
携帯電話回線	災害時優先携帯電話	区長、副区長、教育長、危機管理部長等に配備。
衛星回線	衛星携帯電話	災害対策課、総合支所地域振興課（世田谷除く）に配備。
区防災行政無線	デジタル60MHz帯 固定系防災行政無線 (無線塔・戸別受信機)	無線塔は区内188か所に設置。 戸別受信機は区施設や災害協力協定団体等に設置。
	デジタル260MHz帯 地域系防災行政無線	本庁・総合支所、まちづくりセンター、土木・公園管理事務所、区車両、小・中学校、災害対策用職員住宅、警察、消防、医療機関等に設置。
	アナログ400MHz帯 移動系防災行政無線	災害対策課、総合支所地域振興課等に設置。
	デジタル800MHz帯 デジタルMCA無線	災害対策課、総合支所、まちづくりセンター、福祉避難所（高齢者）（障害者）、医療機関、ライフライン、協定団体等に設置。
	デジタル467MHz帯 アナログ468MHz帯 デジタル簡易無線	拠点隊に配備
都防災行政無線	デジタル7.5GHz帯 多重無線	都、他区市との通話が可能。区内線電話からの通話も可能。都総合防災部と区災害対策課のホットライン有。
		都、他区市とのFAXが可能。
		都、他区市と、映像+音声による交信が可能。
		東京都防災システム用端末機 東京都防災システムで都に被害報告する。各種情報の閲覧、メール送受信も可能。
	デジタル400MHz帯 バックアップ用MCA無線	都多重無線が使用不可能となった場合に使用。

- 次期情報化基盤の主要機器は、事務センター及び本庁舎の冗長構成にしている。
- 災害時における自営光ケーブル回線の早期復旧に備え、庁内情報網の保守・運用事業者との間で「災害時における光ケーブル網の障害復旧に関する協定」を締結している。

- 自営線光ケーブル²復旧までのネットワークの確保として、本庁舎と各総合支所の拠点施設間に通信事業者のバックアップ回線を配備した。
- 事務用ネットワークは、自営線や商用回線が切断されても、キャリア回線が利用可能であればモバイルルータ等により、テレワーク環境での利用が可能である。
- 自営線から商用回線への変更を推進し、復旧速度の向上を図っている。
- 関係機関や福祉避難所（高齢者）（障害者）、協定団体等にデジタルMCA無線を配置している。
- 都防災行政無線が途絶した場合には、世田谷消防署との協定（非常通信の運用に関する協定書）に基づき、都との連絡において、消防電話用通信設備による非常通信が可能である。
- 各地域本部及び災対各部、関係機関を対象に、定期的に防災行政無線の訓練を実施している。
- 第2庁舎、キャロットタワーの電源装置については毎月点検を実施し、非常時に利用できるような準備を行っている。
- 各サーバー設置のUPS（無停電電源装置）は、定期的なバッテリー交換を検討し、事務センターの非常用発電は定期的な点検保守を実施している。

（2）課題

- 様々な状況に備え、多種多様な通信手段を継続して確保しておく必要がある。
- 令和11年5月末にMCA無線のサービスが終了するため、代替器を含め今後の対応を検討する必要がある。
- 新規に通信機器を設置する所管課の検討が必要である。
- 防災行政無線の運用に必要な操作技術の習得が必要である。
- 通信機器の電源装置の定期的な点検等が必要である。

（3）対策の方向性

[新たな通信手段の確保]

- 東京都から提供されたスターリンクにより、従来のネットワークとは異なる低軌道衛星のネットワークを通じたインターネット接続を確保する。

[無線配備の推進及びその他通信手段の検討]

- 引き続き、新たに設置が必要と考えられる所管課や関係機関、福祉避難所（高齢者、障害者、母子）、協定団体等への無線配備の検討を進めるとともに、無線を配備しない協定団体等との通信手段について検討を進める。
- 令和9年度中にMCA無線から代替器への切り替えを予定している。新しい機器の使用方法を利用する拠点へ周知し、円滑な移行の準備を進める。
- 自営線に多くの被害が発生した場合を想定し、本庁舎、総合支所等の復旧優先順

² 自営線光ケーブル・・区の情報通信ネットワーク接続のため独自に整備した光ケーブル網

第4章 非常時優先業務の執行環境の確保

位を定める。

- 令和8年度中に全自営線を商用回線に切り替え予定。本庁舎、総合支所等の復旧優先順位を定め、拠点間の回線事業者に対し早期復旧を求める。
- 災害時における各キャリアとの車載基地局の派遣協定を検討する。
- 庁内ネットワーク早期復旧のための体制を整える。

[無線訓練の継続]

- 各地域本部及び災対各部、関係機関等との防災行政無線の訓練を継続し、新規配備先にはマニュアルの配布と訓練実施による操作習熟を図る。

[電源装置の定期的な確認]

- 通信機器の電源装置の定期的な点検、U.P.S（無停電電源装置）等の計画的なバッテリー交換を行う。
- 各サーバーのU.P.Sについては、サーバーのリプレイスに併せて同時更改を行う他、電力残量を監視項目として追加し、確認を行っていく。また、重要度を考慮し、仮想化基盤サーバーへのバッテリー予防交換オプションを追加し、短期的に交換作業を実施していく。

4-6 情報システム

(1) 現状

- 災害発生時に先行復旧すべきシステムに関し、選定を完了している。
- 先行復旧対象となるシステム（標準準拠システム、内部情報システム、生活保護システム等）は、外部のデータセンターやクラウドサービスへ移行済み。
- システム復旧後の管理運用体制として、標準準拠システム、SKY2システム及び保健福祉総合情報システムといった住民情報システムを利用する所管課との連絡体制をTeams上に構築している。
- 区のI.C.T環境を利用するため重要な認証サーバー等は、令和7年度にリプレイスを実施し、本庁舎への移設を完了した。
- 本庁舎設置のサーバーは、すべてのラックに免震装置を装備している。
- 事務センター設置の重要なサーバーは、全てのラックに耐震装置を装備している。
- 事務センター設置の重要システムのデータは、日次のバックアップ処理を実施しており、都心部から離れた場所に遠隔保管を行っている。
- 令和5年9月に「総合防災情報システム」の運用を開始した。それぞれの拠点で収集した情報はすべてシステムに記録されることとなり、情報の一元管理や迅速な共有・伝達が可能となった。総合防災情報システムは、インターネットから直接利用が可能である。

(2) 課題

- 各種業務の再開のために、情報システムの早期復旧を図ることが必要である。
- 情報システム復旧後の運用管理体制の構築が必要である。
- 総合防災情報システムの入力方法に関する未整備のルールを整備し、全庁で共有する必要がある。
- 総合防災情報システムについて、発災時にも稼働できる環境の整備、利用機器や具体的な手順等を整理する必要がある。

(3) 対策の方向性

[重要システムのクラウドサービスへの移行]

- 先行復旧対象の標準準拠システム、SKY2 システム、生活保護システム等は、システム標準化の移行計画に基づきガバメントクラウドへの移行を進める。次期内部情報系システムは、原則クラウド上での構築とし、検討を進める。

[災害時における早期復旧体制の構築]

- 災害時の早期復旧体制について、引き続きシステム運用委託事業者と協議を行っていく。

[システム復旧後の管理運用体制の構築]

- システム標準化により、住民情報を所管課それぞれで管理する運用に移行していくため、情報システム部門と所管課及び所管課同士の連絡がとれるよう運用していく。

[事務センター設置サーバーの地震対策の実施]

- 今後、オンプレサーバーを設置する場合は、原則、本庁舎サーバー室に設置する。
- 事務センター設置サーバーの日次バックアップ処理及び重要システムデータの遠隔保管を継続する。
- 事務センターの移転に伴い、データセンターまたは本庁舎への移転計画の検討を進める。
- 災害時の燃料補給円滑化に向け、燃料（軽油）補給の実地訓練等の実施を検討するとともに、協定だけに頼らない燃料（軽油）補給の手段の有無の検討も行っていく。

[災害対応における I C T 活用]

- 職員全員が総合防災情報システムを円滑に利用できるよう、研修や訓練を継続する。入力内容に関する詳細なルールを検討・整備し、全庁に共有する。

4-7 執務環境

(1) 現状

- 指定管理者施設を含む公共施設の什器類等の耐震対策（背の高いキャビネットやロッカーの転倒防止対策、大型テレビ等重量のある物品の安全対策）は、原則、実施済みである。
- 公共施設の什器類等のレイアウト変更時は、全て転倒防止対策を実施している。
- 必要に応じて、庁舎等の窓ガラスへの飛散防止フィルムの貼り付けを実施している。
- 時間外発災時には、当面の間（区民向け臨時窓口を開設するまで等）は、非常時優先業務の遂行に必要な執務環境を確保するため、本庁舎の対応は「災対総務部 震災時職員行動マニュアル」で以下のとおり定めている。
 - ・避難してきた区民は、近隣の避難施設（一時集合所、広域避難場所、指定避難所等）を案内する。
 - ・総合管理事業者や巡回の職員により、本庁舎への入庁を制限する。具体的には正面玄関を施錠（物資搬入時を除く）し、職員の出入は時間外出入口のみ使用する。
- 本庁舎以外の時間外発災時の対応は、各災対地域本部の「震災時職員行動マニュアル」で定めている。

(2) 課題

- 安全な執務環境の確保に継続的に取り組むことが必要である。
- 発災後の来庁者の避難施設への誘導体制、庁舎のセキュリティ対策の検討が必要である。

(3) 対策の方向性

[什器類等の転倒防止・落下・移動防止対策等の継続]

- 什器類等の新設及び移動時の転倒防止対策を継続する。
- コピー機等についても、落下・移動防止対策等を実施し、業務継続を可能にする。

[ガラスの落下・飛散防止対策の実施]

- 必要に応じて、庁舎等の窓ガラスへ飛散防止フィルムを貼付する。

[来庁者の避難施設への誘導体制の検討]

- 時間内発災時における、来庁者の近隣避難施設への誘導手順や担当を検討する。
- 施設利用のシミュレーションや訓練を実施する。

4-8 移動手段（区職員の移動手段を対象とする）

（1）現状

- 災害時の交通規制に備え、公用車について緊急通行車両確認証明書及び標章を取得している。
- 民間協力団体等と災害時協力協定（災害時における自転車等の供給に関する協力協定）を締結済み。
- 自動車教習所との燃料供給等に関する協定や自動車販売業者との給電車両貸与に関する災害時協力協定において、人や物資等の移送その他の災害対応業務のための車両確保について条文化した。
- 災害時の交通規制、その他災害の状況により車両が使用できない場合は、必要に応じてバイク、自転車等を活用する。
- 主に支所でパンクレスタイヤ装着自転車を導入している。

（2）課題

- 災害時には、輸送・搬送等で車両が不足する可能性があるため、車両確保の継続的な取り組みが必要である。
- 支所では、発災直後には、駐車場の設備の安全確認が取れるまで、庁有車を出庫できない場合がある。
- 災害後の道路不通等により、自動車での移動が制限されるおそれがあるため、代替移動手段を確保する必要がある。
- 本庁舎では、パンクレスタイヤを装着した自転車を導入し、職員への貸出用として運用しているが、追加導入は進んでいない。
- 運転可能な職員が減少しており、災害時を見据えた安定的な確保策について検討する必要がある。

（3）対策の方向性

[車両の確保に係る協力協定締結の検討]

- 協定未締結の自動車販売業者をはじめ、車両を保有する民間事業者と、人や物資等の移送その他の災害応対業務のための車両確保を目的とした災害時協力協定を締結する。

[庁有車の利用確保対策の検討]

- 電気自動車の地上階配備や使用可能な上段駐車台数での運用シミュレーション、点検事業者との連絡体制・対応方法の確認・検討など、発災時においても庁用車を利用できる体制の検討を行う。

[庁有車の代替移動手段と運転要員不足への対応の検討]

- 庁有車の代替移動手段としてパンクレス自転車の配備を進める。追加導入に当た

第4章 非常時優先業務の執行環境の確保

っては、自転車メーカーや販売業者等へ情報収集を行う。支所においては、自転車更新のタイミングでの導入を推進する。

- 平時より、運転免許保有者に対し業務での運転協力を呼びかける。

4-9 トイレ

(1) 現状

- 本庁舎東棟・西棟は、災害時汚水貯留槽を備えている。トイレ排水を下水道に放流できない場合のために、汚水槽に貯留できる切替え装置により、東西1期棟のトイレを使用することができる（汚水槽容量合計 250 m³）。また、給水配管破損の場合は井戸水をトイレ洗浄水に利用する。
- 排便はできるだけ、東棟・西棟のトイレに流し、使用済み収納袋は敷地内に保管し、可燃物として廃棄する。
- 砧総合支所、玉川総合支所にマンホールトイレを整備している。また、まちづくりセンターは改築に合わせて汚水槽を整備するとともに、組み立てトイレを配備している。令和4年度に、災対烏山地域本部代替施設及び帰宅困難者支援施設となる烏山区民センターにマンホールトイレ7基を新規設置した。
- 支所職員は、マンホールトイレや排便収納袋の使用を検討している。使用不可・トイレが不足する場合は、周辺の区立公園に設置されているマンホールトイレの活用も含め検討することとしている。
- 公園のマンホールトイレについて、状態や水利、資器材の有無を確認している。
- 震災初動期において、水道や電気・ガス等とともに、給排水設備についても、応急処置への対応や早期復旧に向けた取り組み等について検討しており、東京都管工事工業協同組合と「災害時における給排水設備の応急復旧活動に関する協定」を締結している。

(2) 課題

- 職員用排便収納袋の備蓄については、継続的な確保が必要である。
- 震災時初動期における職員の応急対応行動等を支えるため、近隣施設のマンホールトイレの活用も視野に、職員用トイレを十分に確保していく必要がある。
- 公園のマンホールトイレの運用について検討する必要がある。
- 発災後、給排水設備の早期復旧を図る必要がある。

(3) 対策の方向性

[職員用排便収納袋の備蓄]

- 職員用排便収納袋の備蓄を継続するとともに、令和12年度の備蓄入れ替え検討時に、新庁舎の設備等をふまえ、新たな購入数について検討する。

[職員用マンホールトイレの確保]

- 職員も近隣施設のマンホールトイレを活用する。また、引き続きまちづくりセンターへの汚水槽の整備を進める。区立公園は、上下水道の耐震化や区全体の充足状況等を勘案しながら対応していく。
- 支所や区民センターのマンホールトイレについて、運用手順の整理や訓練等について検討・実施していく。
- 近隣公園のマンホールトイレ活用について、各公園設備の状況を把握し取組みを検討する。

[給排水設備の早期復旧体制の検討]

- 引き続き、協力協定を通じて、被災した庁舎の給排水設備等の早期復旧の手法や体制づくりに向けた検討を進める。

4-10 飲料水・食料等

(1) 現状

- 非常配備態勢職員用の食料約39,600食、飲料水26,500本を全庁で確保している。
- 本庁舎非常配備態勢職員1,100人の3日分の食料、1日分の飲料水(1人3リットル)は確保している。保存期限に応じて定期的に入れ替えを行っている。
- 発災2日目以降の本庁舎非常配備態勢職員用の飲料水は、西棟完全整備後には、浄水設備を備えた飲料用井戸の水で賄うこととしている。
- 玉川総合支所は地下水処理システム、鳥山総合支所は貯水槽を活用する。
- 職員宿泊用として寝袋、アルミマット、毛布を調達している。

(2) 課題

- 発災後3日分の職員用の食料及び飲料水を確保することが必要である。
- 職員の宿泊に必要な物品を確保する必要がある。
- 発災時は、消耗品が調達できないおそれがある。

(3) 対策の方向性

[食料・水の確保]

- 備蓄している食料及び飲料水は、保存期限に応じて定期的に入れ替えを行う。
- 発災2日目以降の職員用食料及び飲料水については、発災後の状況に応じて対応

する。

- 西棟完全整備後は、浄水設備を備えた飲料用井戸を使用する。

[宿泊に必要な物品の検討]

- 職員の宿泊に必要な物品（寝袋、毛布等）や必要数量、配布方法等について検討する。

[消耗品の備蓄の検討]

- 本庁舎では消耗品の共有化を引き続き推進し、支所においては、平時より可能な範囲で在庫を保有しておく。
- OA用紙・プリンターインク等が必要となる事務の具体化とフローの確立・共有を行う。

第5章 計画の推進

5-1 推進体制

- 全庁的な取り組みを進めるため、危機管理部を担任する副区長を委員長とする「世田谷区災害対策推進委員会」を本計画の推進体制とする。

図表 30 世田谷区災害対策推進委員会の構成

本部長	副区長（危機管理部を担任する者）
副本部長	副区長（危機管理部を担任しない者）及び教育長
本部員	世田谷区組織規則（平成3年3月世田谷区規則第7号）第12条第1項に規定する部長、同条第2項に規定する室長、同条第3項に規定する担当部長、総合支所長、児童相談所長、世田谷保健所長、教育政策・生涯学習部長、学校教育部長、選挙管理委員会事務局長、監査事務局長、区議会事務局長及び会計管理者、世田谷区技監設置規則（令和3年3月世田谷区規則第44号）第2条に規定する技監、世田谷区教育委員会事務局組織規則（平成4年3月世田谷区教育委員会規則第1号）第3条第2項に規定する教育監

[世田谷区業務継続計画（令和8年3月修正）策定の体制等]

- 世田谷区災害対策推進委員会

業務継続計画の全体方針、検討状況、計画案の報告を行った。

- 計画修正に関する説明会

非常時優先業務の選定（業務量調査）に関する説明会を実施した。

- 検討部会

非常時優先業務の執行環境の確保について、検討項目を部会ごとに整理し、関係所管課へ検討を依頼した。部会ごとの検討項目および関係所管課の構成は、以下のとおり。

図表 31 部会の検討項目及び構成

部会	検討項目	所管課
部会 1	通信、無線、情報システム	総合支所 地域振興課 DX 推進担当部 DX 推進担当課 地域行政部 危機管理部 災害対策課
部会 2	庁舎、電気、執務環境、消耗品等、移動手段	総合支所 地域振興課 総務部 総務課 庁舎整備担当部 庁舎管理担当課 財務部 経理課 施設営繕担当部 公共施設マネジメント担当課 危機管理部 災害対策課
部会 3	職員、トイレ、飲料水・食料等	総合支所 地域振興課 総務部 総務課 総務部 人事課 総務部 職員厚生課 危機管理部 災害対策課

5-2 マニュアル等の整備（見直し）

- 本計画の修正を受けて、必要に応じて、世田谷区震災時職員行動マニュアル（令和8年度修正予定）や世田谷区震災復興マニュアル等の個別マニュアルの整備（見直し）を図る。

5-3 訓練の実施

- 災害対策本部運営訓練や災対各部による個別の訓練等、本計画の要素を盛り込んだ訓練を必要に応じて実施し、職員の対応能力の向上を図る。
- 業務継続計画の実効性を高めるためには、関係機関との連携を強化することも重要であるため、関係機関も含めた訓練を実施する。

5-4 計画の点検・見直し

- 国や都の動向、世田谷区地域防災計画の修正、訓練の検証結果等を踏まえ、必要に応じて計画の点検・見直しを行う。
- 実際に災害が発生した場合においても、対応経過等を記録として残し、その後の検証や計画見直しにつなげていく。

5-5 普及啓発

- 区全体の災害対応能力を高めるため、関係機関や事業者等に対しても、業務継続（事業継続）の考え方を普及啓発していく。

資料編

資料1 用語解説

○業務継続計画

災害時に行政自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定め、地震等による大規模災害発生時にあっても、適切な業務執行を行うことを目的とした計画である。

出典 大規模災害時における地方公共団体の業務継続の手引き
(令和5年5月 内閣府（防災担当))

○災害対策業務

地域防災計画で規定される業務。本計画では、発災直後から生じる「応急対策業務」に加えて、「優先すべき復旧・復興業務（発災後1ヶ月以内に実施するもの）」を取り扱う。

○優先すべき通常業務

区の通常業務のうち、優先して早期（発災後1ヶ月以内）に再開する業務。

○非常時優先業務

災害対策業務（応急対策業務及び優先すべき復旧・復興業務）と優先すべき通常業務をあわせたもの。本計画において発災後1ヶ月以内に開始すべき業務の総称である。

○業務開始目標時間

非常時優先業務について、発災後のいつ頃までに業務を開始・再開する必要があるかを検討した結果を踏まえて、それぞれの業務の開始・再開の目標とすると定めた発災からの経過時間のこと。ここでの「開始・再開」とは単に一部に着手することを意味するのではなく、一定程度の業務が実施される状態を指す。

出典 大規模災害時における地方公共団体の業務継続の手引き
(令和5年5月 内閣府（防災担当))

（例 住民票の写しの発行の場合）

住民票の写しを発行するために窓口の準備を始めた段階…「業務開始」としない。

一部の窓口（例えば世田谷支所のみ）で発行開始…「業務開始」とする。

○非常配備態勢

地震等の災害が発生した場合または発生するおそれがある場合に、災害応急対策活動を行うための区災害対策本部における基本的な活動態勢である。あらかじめ住所要件等に基づき職員を指定し、本部長（区長）が災害の状況に応じて必要な態勢を指令する。東京23区、多摩東部及び多摩西部のいずれかに震度5強の地震が発生した場合は、本部長の指令を待たずに指定された参集場所へ参集し、事前計画に基づく活動を開始する。

○必要資源

非常時優先業務の執行に必要な資源のこと。例えば、職員、庁舎、執務環境、電力、通信（電話、防災行政無線、インターネット等）、情報システム（重要な行政データを含む。）、水・食料等、トイレ、消耗品等があげられる。

出典 大規模災害時における地方公共団体の業務継続の手引き
(令和5年5月 内閣府（防災担当))

○ I C S 体制

時間外に発災した場合のごく初期の段階においては、 I C S (Incident Command System: 緊急司令システム) 体制により初動対応を行う。世田谷区における I C S 体制とは、所属や職層に関わらず最初に参集した職員で指揮命令系統を構築し、その後参集してくる職員をその時点でより緊急性の高い業務に配置していくもの。

資料2 世田谷区災害対策本部条例

昭和38年7月2日条例第13号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、世田谷区災害対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

一部改正〔平成8年条例5号・24年41号〕

(本部の組織)

第2条 本部に本部長室および部をおく。

2 部に部長をおく。

3 本部長室および部に属すべき本部の職員は、世田谷区規則で定める。

(職務)

第3条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理する。

4 災害対策本部員は、本部長の命を受け、本部長室の事務に従事する。

5 その他の本部の職員は、部長の命を受け、部の事務に従事する。

(雑則)

第4条 第2条および第3条に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は世田谷区規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年3月13日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年10月2日条例第41号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料3 世田谷区災害対策本部条例施行規則

昭和38年12月2日規則第19号

(趣旨)

第1条 この規則は、世田谷区災害対策本部条例（昭和38年7月世田谷区条例第13号。以下「条例」という。）の規定に基づき、世田谷区災害対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(本部長室の所掌事務)

第2条 本部長室は、次の事項について本部の基本方針を審議策定する。

- (1) 本部の非常配備態勢の確立及び廃止に関すること。
- (2) 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。
- (3) 避難所の開設及び閉鎖に関すること。
- (4) 避難指示等の発令に関すること。
- (5) 災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用の要請に関すること。
- (6) 自衛隊に対する災害派遣の要請に関すること。
- (7) 東京都知事等に対する応援等要請に関すること。
- (8) 民間協力団体に対する協力要請に関すること。
- (9) 応急公用負担等に関すること。
- (10) 災害対策に要する経費の処理方法に関すること。
- (11) 本部の廃止及び継続して行う災害業務の分担に関すること。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること。

(本部長室の構成)

第3条 本部長室は、次の者をもって構成する。

- (1) 災害対策本部長（以下「本部長」という。）
- (2) 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）
- (3) 災害対策本部員（以下「本部員」という。）
- (4) 災害対策本部連絡調整員（以下「本部連絡員」という。）

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、区長とし、副本部長は、危機管理監、副区長及び教育長をもって充てる。

2 条例第3条第2項の規定による本部長の職務の代理は、危機管理監である副本部長がこれをを行う。ただし、危機管理監である副本部長にも事故があるときは危機管理部を担任する副区長である副本部長が、危機管理部を担任する副区長である副本部長にも事故があるときは他の副区長である副本部長が、他の副区長である副本部長にも事故があるときは教育長である副本部長が本部長の職務を代理する。

(本部員)

第5条 本部員は、次の職にある者をもってこれに充てる。

- (1) 世田谷総合支所長
- (2) 北沢総合支所長
- (3) 玉川総合支所長
- (4) 砧総合支所長

- (5) 烏山総合支所長
- (6) 政策経営部長
- (7) 総務部長
- (8) 危機管理部長
- (9) 財務部長
- (10) 生活文化政策部長
- (11) 清掃・リサイクル部長
- (12) 保健福祉政策部長
- (13) 世田谷保健所長
- (14) 都市整備政策部長
- (15) 道路・交通計画部長
- (16) 教育政策・生涯学習部長
- (17) 技監
- (18) 区内の消防署長が指定する消防吏員

2 前項に掲げる者のうち、世田谷総合支所長、北沢総合支所長、玉川総合支所長、砧総合支所長及び烏山総合支所長は、各地域にあってそれぞれの職務に従事するものとする。

3 第1項に掲げる者のほか、本部長は、必要があると認めたときは、区に勤務する職員のうちから本部員を指名することができる。

(本部連絡員)

第6条 本部連絡員は、次の職にある者をもってこれに充てる。

- (1) 世田谷総合支所地域振興課長
- (2) 北沢総合支所地域振興課長
- (3) 玉川総合支所地域振興課長
- (4) 砧総合支所地域振興課長
- (5) 烏山総合支所地域振興課長
- (6) 政策経営部政策企画課長
- (7) 政策経営部広報広聴課長
- (8) 総務部総務課長
- (9) 危機管理部災害対策課長
- (10) 財務部経理課長
- (11) 生活文化政策部市民活動推進課長
- (12) 清掃・リサイクル部管理課長
- (13) 保健福祉政策部保健福祉政策課長
- (14) 世田谷保健所健康企画課長
- (15) 都市整備政策部都市計画課長
- (16) 道路・交通計画部道路管理課長
- (17) 教育総務課長
- (18) 区議会事務局次長

(部の名称)

資料編

第7条 部の名称は、次のとおりとする。

災対統括部
災対総務部
災対財政・広報部
災対物資管理部
災対世田谷地域本部
災対北沢地域本部
災対玉川地域本部
災対砧地域本部
災対烏山地域本部
災対区民支援部
災対清掃部
災対保健福祉部
災対医療衛生部
災対都市整備部
災対土木部
災対教育部

2 部の編成は、別表第1のとおりとし、同表に掲げる通常の行政組織に属しない職員は、本部長が配属する。

3 部の事務分掌は、別表第2のとおりとする。ただし、本部長は、特に必要があると認めるときは、部の事務分掌の一部を変更し、又は部に新たな事務を臨時に分掌させることができる。

4 部に班を置き、班の編成は、当該部の部長が災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づく世田谷区地域防災計画に定める計画に従って行うものとする。

5 前項の班に班長を置き、係長職以上の職にある者をもって充てる。ただし、当該部の部長が特に必要があると認めるときは、他の者をもって班長とすることができます。

6 第2項から前項までに定めるもののほか、部内の体制及び事務分掌に関し必要な事項は、当該部の部長が定める。

（会議の招集）

第8条 会議は、必要に応じ本部長が招集する。

（職務権限）

第9条 本部の職員は、特に定める場合又は特に指示された場合を除き、通常の行政組織における職務権限に基づき本部の事務を処理する。

（雑則）

第10条 この規則の施行について必要な事項は、本部長が定める。

付 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 東京都災害救助隊世田谷区支隊規則（昭和34年9月東京都世田谷区規則第7号）は、廃止する。

（省略）

附 則（令和7年3月31日規則第46号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第7条関係）

部	部長、副部長等		部に属する行政組織
災対統括部	部長 副部長 副部長	危機管理部長 DX推進担当部長 選挙管理委員会事務局長	災害対策課 地域生活安全課 DX推進担当課 選挙管理委員会事務局
災対総務部	部長 副部長 副部長 副部長	総務部長 庁舎整備担当部長 区長室長 区議会事務局長	総務課 区政情報課 人事課 研修担当課 職員厚生課 庁舎管理担当課 庁舎建設担当課 秘書課 区議会事務局
災対財政・広報部	部長 副部長	政策経営部長 監査事務局長	政策企画課 官民連携・行政手法改革担当課 ふるさと納税対策担当課 政策研究・調査課 財政課 広報広聴課 監査事務局
災対物資管理部	部長 副部長	財務部長 会計管理者	経理課 課税課 納税課 用地課 会計課
災対世田谷地域本部	部長 副部長 副部長	世田谷総合支所長 世田谷総合支所副支所長 世田谷総合支所保健福祉センター所長	世田谷総合支所地域振興課（拠点隊に属する行政組織を除く。） 世田谷総合支所区民課 世田谷総合支所街づくり課 世田谷総合支所保健福祉センター生活支援課 世田谷総合支所保健福祉センター保健福祉課 世田谷総合支所保健福祉センター健康づくり課 世田谷総合支所保健福祉センター子どもも家庭支援課
	池尻拠点隊	拠点隊長 池尻まちづくりセンター所長	池尻まちづくりセンター
	太子堂拠点隊	拠点隊長 太子堂まちづくりセンター所長	太子堂まちづくりセンター
	若林拠点隊	拠点隊長 若林まちづくりセンター	若林まちづくりセンター

資料編

部	部長、副部長等		部に属する行政組織
	所長		
上町拠点隊	拠点隊長 上町まちづくりセンター 所長		上町まちづくりセンター
経堂拠点隊	拠点隊長 経堂まちづくりセンター 所長		経堂まちづくりセンター
下馬拠点隊	拠点隊長 下馬まちづくりセンター 所長		下馬まちづくりセンター
上馬拠点隊	拠点隊長 上馬まちづくりセンター 所長		上馬まちづくりセンター
災対北沢地域本部	部長 副部長 副部長	北沢総合支所長 北沢総合支所副支所長 北沢総合支所保健福祉セ ンター所長	北沢総合支所地域振興課（拠点隊に属す る行政組織を除く。） 北沢総合支所区民課 北沢総合支所街づくり課 北沢総合支所保健福祉センター生活支援 課 北沢総合支所保健福祉センター保健福祉 課 北沢総合支所保健福祉センター健康づく り課 北沢総合支所保健福祉センター子ども家 庭支援課
	梅丘拠点隊	拠点隊長 梅丘まちづくりセンター 所長	梅丘まちづくりセンター
	代沢拠点隊	拠点隊長 代沢まちづくりセンター 所長	代沢まちづくりセンター
	新代田拠点隊	拠点隊長 新代田まちづくりセンタ 一所長	新代田まちづくりセンター
	北沢拠点隊	拠点隊長 北沢まちづくりセンター 所長	北沢まちづくりセンター
	松原拠点隊	拠点隊長 松原まちづくりセンター 所長	松原まちづくりセンター
	松沢拠点隊	拠点隊長 松沢まちづくりセンター 所長	松沢まちづくりセンター
災対玉川地域本部	部長 副部長 副部長	玉川総合支所長 玉川総合支所副支所長 玉川総合支所保健福祉セ ンター所長	玉川総合支所地域振興課（拠点隊に属す る行政組織を除く。） 玉川総合支所区民課 玉川総合支所街づくり課 玉川総合支所保健福祉センター生活支援 課 玉川総合支所保健福祉センター保健福祉

部	部長、副部長等		部に属する行政組織
		課 玉川総合支所保健福祉センター健康づくり課 玉川総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課	
奥沢拠点隊		拠点隊長 奥沢まちづくりセンター所長	奥沢まちづくりセンター
九品仏拠点隊		拠点隊長 九品仏まちづくりセンター一所長	九品仏まちづくりセンター
等々力拠点隊		拠点隊長 等々力まちづくりセンター一所長	等々力まちづくりセンター
上野毛拠点隊		拠点隊長 上野毛まちづくりセンター一所長	上野毛まちづくりセンター
用賀拠点隊		拠点隊長 用賀まちづくりセンター所長	用賀まちづくりセンター
二子玉川拠点隊		拠点隊長 二子玉川まちづくりセンター所長	二子玉川まちづくりセンター
深沢拠点隊		拠点隊長 深沢まちづくりセンター所長	深沢まちづくりセンター
災対応地域本部	部長	砧総合支所長	砧総合支所地域振興課（拠点隊に属する行政組織を除く。）
	副部長	砧総合支所副支所長	砧総合支所区民課
	副部長	砧総合支所保健福祉センター所長	砧総合支所街づくり課 砧総合支所保健福祉センター生活支援課 砧総合支所保健福祉センター保健福祉課 砧総合支所保健福祉センター健康づくり課 砧総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課
	祖師谷拠点隊	拠点隊長 祖師谷まちづくりセンター一所長	祖師谷まちづくりセンター
	成城拠点隊	拠点隊長 成城まちづくりセンター一所長	成城まちづくりセンター
船橋拠点隊	拠点隊長	船橋まちづくりセンター所長	船橋まちづくりセンター
	喜多見拠点隊	拠点隊長 喜多見まちづくりセンター一所長	喜多見まちづくりセンター

資料編

部	部長、副部長等		部に属する行政組織
	砧拠点隊	拠点隊長 砧まちづくりセンター所長	砧まちづくりセンター
災対烏山地域本部	部長	烏山総合支所長	烏山総合支所地域振興課（拠点隊に属する行政組織を除く。）
	副部長	烏山総合支所副支所長	烏山総合支所区民課
	副部長	烏山総合支所保健福祉センター所長	烏山総合支所街づくり課 烏山総合支所駅周辺整備担当課 烏山総合支所保健福祉センター生活支援課 烏山総合支所保健福祉センター保健福祉課 烏山総合支所保健福祉センター健康づくり課 烏山総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課
	上北沢拠点隊	拠点隊長 上北沢まちづくりセンター所長	上北沢まちづくりセンター
	上祖師谷拠点隊	拠点隊長 上祖師谷まちづくりセンター所長	上祖師谷まちづくりセンター
	烏山拠点隊	拠点隊長 烏山まちづくりセンター所長	烏山まちづくりセンター
災対区民支援部	部長	生活文化政策部長	市民活動推進課
	副部長	地域行政部長	文化・国際課
	副部長	スポーツ推進部長	人権・男女共同参画課
	副部長	経済産業部長	区民健康村・ふるさと・交流推進課 地域行政課 住民記録・戸籍課
			マイナンバー担当課
			スポーツ推進課
			スポーツ施設課
			拠点スポーツ施設整備担当課
			商業課
			経済課 工業・建設業・雇用促進課
災対清掃部	部長	清掃・リサイクル部長	都市農業課 消費生活課
			管理課
			事業課
災対保健福祉部	部長	保健福祉政策部長	世田谷清掃事務所
	副部長	高齢福祉部長	玉川清掃事務所
	副部長	障害福祉部長	砧清掃事務所
	副部長	子ども・若者部長	保健福祉政策課
	副部長	児童相談所長	保健医療福祉推進課
			生活福祉課
			国保・年金課 保険料収納課

部	部長、副部長等		部に属する行政組織
			高齢福祉課 介護保険課 介護予防・地域支援課 障害施策推進課 障害者地域生活課 障害健福祉課 子ども・若者支援課 児童課 子ども家庭課 児童相談支援課 保育課 保育認定・調整課 児童相談課 一時保護課
災対医療衛生部	部長 副部長	世田谷保健所長 世田谷保健所副所長	健康企画課 健康推進課 感染症対策課 生活保健課
災対都市整備部	部長 副部長 副部長 副部長	都市整備政策部長 施設營繕担当部長 防災街づくり担当部長 環境政策部長	都市計画課 都市デザイン課 建築調整課 建築審査課 住宅課 居住支援課 公共施設マネジメント課 施設營繕第一課 施設營繕第二課 防災街づくり課 市街地整備課 建築安全課 環境政策課 気候危機対策課 環境保全課
災対土木部	部長 副部長 副部長	道路・交通計画部長 土木部長 みどり33推進担当部長	道路管理課 道路計画課 道路事業推進課 交通政策課 土木計画調整課 豪雨対策・下水道整備課 交通安全自転車課 工事第一課 工事第二課 みどり政策課 公園緑地課 公園整備利活用推進課
災対教育部	部長 副部長 副部長	教育政策・生涯学習部長 学校教育部長 教育総合センター長	教育総務課 学校健康推進課 教育環境課 生涯学習課 中央図書館

資料編

部	部長、副部長等	部に属する行政組織
		学校職員課 教育指導課 学務課 地域学校連携課 教育相談課 教育DX推進担当課 事業推進担当課 支援教育課 乳幼児教育・保育支援課

備考 部に世田谷区組織規則（平成3年3月世田谷区規則第7号）第12条第4項に規定する参事が属する場合は、当該部の部長は、当該参事を副部長とすることができます。

別表第2（第7条関係）

災対統括部

- 1 本部長及び副本部長の連絡に関すること。
- 2 本部長指令の総括に関すること。
- 3 災害対策の総合調整に関すること。
- 4 東京都災害対策本部及び防災関係機関との連絡及び応援等の要請に関すること。
- 5 協力協定団体への協力要請の総括に関すること。
- 6 自衛隊への災害派遣の要請及び災害派遣部隊の受入れに関すること。
- 7 気象情報及び災害情報の収集の総括に関すること。
- 8 防災行政無線システム及び防災情報システムの運用管理及び復旧に関すること。
- 9 各災対地域本部への支援に関すること。

災対総務部

- 1 本庁舎来庁者の救護及び避難誘導に関すること。
- 2 本庁舎の管理及び保全に関すること。
- 3 本部会議の庶務に関すること。
- 4 被害状況報告の集計及び資料作成の総括に関すること。
- 5 区議会との連絡その他涉外に関すること。
- 6 職員の配置の調整に関すること。
- 7 職員の服務及び給与に関すること。
- 8 職員の被災状況の調査に関すること。
- 9 職員の給食に関すること。
- 10 職員の医療救護及び公務災害に関すること。
- 11 応急措置の実施に伴う損失補償、審査請求、訴訟等に関すること。
- 12 各災対地域本部への支援に関すること。
- 13 他の部に属しないこと。

災対財政・広報部

- 1 震災復興組織の設置準備に関すること。
- 2 広報及び広聴に関すること。
- 3 報道機関に対する情報提供等に関すること。

- 4 災害対策関係予算に関すること。
- 5 各災対地域本部への支援に関すること。

災対物資管理部

- 1 車両等の調達及び配分に関すること。
- 2 物資及び資器材の調達、輸送及び配分並びに備蓄物資の輸送及び配分の総括に関すること。
- 3 給水活動の総括に関すること。
- 4 災害対策に必要な経費及び物品の出納に関すること。
- 5 各災対地域本部への支援に関すること。

災対地域本部（拠点隊を除く。）

- 1 本部長室及び他の部との連絡に関すること。
- 2 総合支所庁舎の管理及び保全に関すること。
- 3 拠点隊への指示及び支援に関すること。
- 4 来庁者、施設利用者及び被災者の救護及び避難誘導に関すること。
- 5 罹災証明書、火葬許可証等の発行の調整に関すること。
- 6 災害状況の調査及び情報収集に関すること。
- 7 救援物資、応急食料、飲料水その他資器材の輸送及び配布に関すること。
- 8 物資集積場の管理に関すること。
- 9 避難所救護所の設置及び運営に関すること。
- 10 避難所の設置及び運営に関すること。
- 11 広域避難場所の運用に関すること。
- 12 道路、河川、橋梁、溝渠、水門等の状況の把握のための情報収集に関すること。
- 13 道路、河川等の障害物の除去に係る情報収集に関すること。
- 14 水防活動に関すること。
- 15 遺体の搜索、収容及び埋葬に係る情報収集に関すること。
- 16 遺体収容所の設置、運営等の統括に関すること。
- 17 安否情報の収集に関すること。
- 18 避難行動要支援者の安否確認等に関すること。
- 19 被災区民への総合的な福祉サービスの提供に関すること。
- 20 総合相談窓口の設置に関すること。
- 21 災害弔慰金及び災害障害見舞金並びに被災者生活再建支援金の支給に関すること。
- 22 帰宅困難者の支援に関すること。
- 23 福祉避難所の入所に関すること。
- 24 各被災地の医療衛生状況の把握及び災対医療衛生部との調整に関すること。
- 25 建築物の被災状況の確認及び被災建築物の危険度判定に関すること。
- 26 土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用並びに工作物等の除去及び保管に関すること。
- 27 警戒区域への立入り制限又は禁止及び警戒区域からの退去命令に関すること。

災対地域本部（拠点隊に限る。）

資料編

- 1 来庁者、施設利用者及び被災者の救護及び避難誘導に関すること。
- 2 災害状況の調査及び情報収集に関すること。
- 3 避難所救護所の支援に関すること。
- 4 震災時避難所の支援に関すること。
- 5 水害時避難所の運営に関すること。
- 6 安否情報の収集に関すること。

災対区民支援部

- 1 安否情報の収集及び提供に関すること。
- 2 日本赤十字社東京都支部との連絡調整に関すること。
- 3 外国人災害時情報センターの設置に関すること。
- 4 災害時の女性への支援に関すること。
- 5 他自治体との連絡調整に関すること。
- 6 商工農業者等の被害状況調査及び支援に関すること。
- 7 義援金の受領及び配分に関すること。
- 8 生活再建の支援、広域火葬実施の調整及び罹災証明書の発行に係る総合調整に関すること。
- 9 各災対地域本部への支援に関すること。

災対清掃部

- 1 ごみの収集及び処理に関すること。
- 2 し尿の収集及び処理に関すること。
- 3 がれき等の処理に関すること。
- 4 各災対地域本部への支援に関すること。

災対保健福祉部

- 1 ボランティアに関する総合調整に関すること。
- 2 高齢者、障害者及び乳幼児の対策に関すること。
- 3 避難行動要支援者への支援に関する総合調整に関すること。
- 4 福祉避難所の設置及び運営に関すること。
- 5 保育園、児童館等の再開に関すること。
- 6 各災対地域本部への支援に関すること。
- 7 児童相談所及び一時保護所の運営に関すること。

災対医療衛生部

- 1 災害医療コーディネーターの設置、被災状況、医療機関の活動状況等の把握に関すること。
- 2 医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会その他の医療関係団体への協力要請等に関すること。
- 3 被災地の総合衛生対策に関すること。
- 4 緊急医療救護所の設置及び運営に関すること。
- 5 各災対地域本部への支援に関すること。

災対都市整備部

- 1 公共建築物、被災建築物及び被災宅地の被害状況の調査並びに危険度判定の総合調整に関すること。
- 2 公営住宅の被害状況の把握に関すること。
- 3 仮設住宅の整備等に関すること。
- 4 環境保全の調査及び対策に関すること。
- 5 土砂災害警戒区域等における警戒及び建物等に係る台風等による風害への対応に関すること。
- 6 各災対地域本部への支援に関すること。

災対土木部

- 1 土木・造園・建築関係民間協力団体への協力要請に関すること。
- 2 遺体の搜索、収容及び埋葬に関すること。
- 3 公共交通機関との連絡調整に関すること。
- 4 水防活動に関すること。
- 5 道路、河川、橋梁、溝渠、水門、公園等の点検整備及び応急復旧並びに障害物の除去に関すること。
- 6 土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用並びに工作物等の除去及び保管に関すること。
- 7 警戒区域への立入り制限又は禁止及び警戒区域からの退去命令に関すること。
- 8 各災対地域本部への支援に関すること。

災対教育部

- 1 災害時における応急教育に関すること。
- 2 学校教育施設の整備点検及び応急復旧に関すること。
- 3 学校機能の復旧及び調整に関すること。
- 4 学校災害対策本部との連絡調整に関すること。
- 5 避難所運営における各災対地域本部との協力に関すること。
- 6 避難所における給食施設の調整に関すること。
- 7 各災対地域本部への支援に関すること。

資料4 世田谷区災害対策本部運営要綱

昭和61年4月1日施行

(趣旨)

第1条 この要綱は、世田谷区災害対策本部条例施行規則（昭和38年12月世田谷区規則第19号。以下「規則」という。）第10条の規定に基づき、世田谷区災害対策本部（以下「本部」という。）の運営及び非常配備態勢に関する基本的事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害をいう。

2 前項に規定するもののほか、この要綱において使用する用語は、世田谷区災害対策本部条例（昭和38年7月世田谷区条例第13号。以下「条例」という。）及び規則において使用する用語の例による。

(職員の責務)

第3条 区に勤務する全ての職員は、本部が設置されたときは、直ちに災害対策本部長（以下「本部長」という。）の指揮下に入り、災害応急対策の業務に従事しなければならない。

第2章 本部の設置及び廃止等

(本部の設置)

第4条 区長は、区の区域内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策の推進を図る必要があると認めるときは、本部を設置する。

2 危機管理部長は、本部を設置する必要があると認めるときは、規則第5条第1項に掲げる職にある者（危機管理部長を除く。次項において同じ。）と協議して、本部の設置を区長に要請するものとする。ただし、緊急の場合は、危機管理部長の判断により本部の設置を区長に要請することができる。

3 規則第5条第1項に掲げる職にある者は、本部を設置する必要があると認めるときは、前項の規定による要請を発議することができる。

(設置の通知)

第5条 災対統括部の部長（以下「災対統括部長」という。）は、区長が本部を設置したときは、直ちにその旨を規則別表第1に掲げる部の部長及び東京都知事に通知しなければならない。

2 災対統括部長は、区長が本部を設置した場合において必要があると認めるときは、次に掲げる者に本部を設置した旨を通知するものとする。

(1) 区内防災機関

(2) 隣接区市長

3 第1項の規定による通知を受けた部長は、部に属する行政組織に属する職員に区長が本部を設置した旨を周知しなければならない。

(本部の標示)

第6条 災対統括部長は、区長が本部を設置したときは、「世田谷区災害対策本部」の標示を区役所本庁舎東棟正面玄関に掲出するものとする。

(本部の廃止)

第7条 本部長は、区の区域内において災害が発生するおそれがなくなったと認めたとき又は災害

応急対策の業務をおおむね完了したときは、本部を廃止するものとする。

2 第5条の規定は、前項の規定により本部を廃止した場合に準用する。

第3章 情報連絡態勢及び非常配備態勢

(情報連絡態勢)

第8条 危機管理部長は、区の区域内において震度4以上の地震又は水害等が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は東海地震に関連する調査情報（臨時）が発せられたときは、職員に対し、別表第1に定める情報連絡態勢をとることを指令し、東海地震に関連する注意情報が発せられたときは、職員に対し、別表第2に定める情報連絡態勢をとることを指令するものとする。

(非常配備態勢)

第9条 区の区域内において震度5弱以上の地震が発生した場合において区長が指定する場所に参集することをあらかじめ命ぜられている職員は、当該地震が発生したときは、当該指定する場所に参集し、災害応急対策の業務に従事しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、当該地震が発生した場合において負傷し、又は病した職員は、当該指定する場所に参集することを要しないものとする。職員の自宅が被害を受け、又は被害を受ける可能性が高い場合の当該職員についても同様とする。

3 第1項の指定する場所は、危機管理部災害対策課長があらかじめこれを通知する。

4 東海地震に関連する警戒宣言が発せられた場合及び局地的な災害が発生した場合において職員がとるべき態勢については、状況に応じて区長が別に指令する。

第4章 本部の運営

(本部長室の開設)

第10条 本部長室は、オペレーションルームに開設する。

2 災対総務部長は、本部が設置されたときは、直ちに本部長室を開設するために必要な措置をとるものとする。

(本部長室の運営)

第11条 本部長は、規則第2条各号に掲げる事項について本部の基本方針を審議策定する必要があると認めるときは、副本部長及び本部員を招集する。

2 本部長は、必要があると認めるときは、副本部長及び本部員以外の者を招集することができる。

3 本部員たる部長は、部の分掌事務について他の部長と協議する必要があると認めるときは、本部長にその旨を申し出るものとする。

(本部長への報告)

第12条 部長は、次に掲げる事項を処理したときは、速やかに本部長に報告し、必要に応じて他の部長に連絡しなければならない。

(1) 被害状況等の把握

(2) 応急措置

(3) 今後講じる応急措置の立案

(4) 本部長が特に指示した事項

(報道機関に対する発表)

第13条 臨時記者室及び臨時合同発表室は、原則として世田谷区民会館集会室に設置する。

2 災対財政・広報部の部長（以下「災対財政・広報部長」という。）は、本部が設置されたとき

資料編

は、直ちに前項の臨時記者室及び臨時合同発表室を開設するために必要な措置をとるものとする。

3 報道機関に対する本部としての発表は、災対財政・広報部長又は災対財政・広報部に属する組織の長のうち災対財政・広報部長が指定するものが行うものとする。

4 部長は、部の分掌事務について報道機関に対する発表をしようとするときは、あらかじめ災対財政・広報部長に協議しなければならない。

(通信の運用管理)

第14条 本部を運営するために使用する防災行政無線等による通信の運用管理は、災対統括部長が統括するものとする。

2 災対統括部長は、重要な情報の収集及び伝達を優先的かつ迅速に行うため必要があるときは、通信統制を行うことができる。

3 本部を運営するための通信は、次に掲げる事項を旨として行うものとする。

(1) 簡潔明瞭にすること。

(2) 文書に記録すること。

(3) 通知、要請、指示、命令、報告等に類別すること。

(4) 受信者及び発信者並びに取扱者を十分に確認すること。

(財務管理)

第15条 災害対策関連予算は、災対財政・広報部長が統括するものとする。

2 災害対策に必要な経費及び物品の出納は、災対物資管理部長が統括するものとする。

3 本部を運営するための財務管理を適正かつ円滑に行うため、部長はその処理方法について他の部長と協議しておくものとする。

(委任)

第16条 この要綱の施行について必要な事項は、危機管理部長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

2 震災職員配備計画（昭和39年4月制定）及び震災職員動員計画（昭和49年4月制定）は、これを廃止する。

(省略)

附 則（令和6年9月1日6世災対第311号）

この要綱は、令和6年9月1日から施行する。

資料5 世田谷区災害対策推進委員会設置要綱

平成27年6月9日27世災対第179号

(目的及び設置)

第1条 世田谷区地域防災計画の修正にあわせ、災害対策のより一層の推進、重要課題への対応について、全庁を挙げて横断的に取り組むため、世田谷区災害対策推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 世田谷区地域防災計画修正案の策定に関すること。
- (2) 世田谷区地域防災計画に基づく事業計画、マニュアル等の策定または修正方針、並びに重要課題の対応に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、災害対策に関する事務及び事業の推進に必要なこと。

(組織等)

第3条 推進委員会は、別表に掲げる委員長、副委員長及び委員をもって組織する。ただし、委員長が必要と認めるときは、臨時に委員を任命することができる。

- 2 委員長は、推進委員会を代表し、推進委員会を総括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、危機管理部に関する事務を代理する。

(招集)

第4条 推進委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要に応じ、委員以外の者を出席させることができる。

(部会等)

第5条 推進委員会は、推進委員会の所掌事項のうち特定の事項についての調査及び検討を行うため、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき部会員は、委員長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、委員長が指名する。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(事務局)

第6条 推進委員会の庶務は、危機管理部災害対策課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱の施行について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年6月10日から施行する。
- 2 世田谷区災害対策推進委員会設置要綱（平成18年6月1日18世災対第138号）は、廃止する。

(省略)

附 則（令和5年11月1日5世災対第299号）

この要綱は、令和5年11月1日から施行する。

別表（第3条関係）

委員長	副区長（危機管理部を担任する者）
副委員長	副区長（危機管理部を担任しない者）及び教育長
委員	世田谷区組織規則（平成3年3月世田谷区規則第7号）第12条第1項に規定する部長、同条第2項に規定する室長、同条第3項に規定する担当部長、同条第4項に規定する危機管理監、総合支所長、児童相談所長、世田谷保健所長、教育政策・生涯学習部長、学校教育部長、選挙管理委員会事務局長、監査事務局長、区議会事務局長及び会計管理者、世田谷区技監設置規則（令和3年3月世田谷区規則第44号）第2条に規定する技監、世田谷区教育委員会事務局組織規則（平成4年3月世田谷区教育委員会規則第1号）第3条第2項に規定する教育監

資料6 参考資料一覧

[区の参考資料]

- 「世田谷区地域防災計画〔令和7年修正〕」 令和7年3月 世田谷区防災会議
- 「世田谷区震災復興マニュアル（平成30年修正）」 平成30年3月 世田谷区
- 「世田谷区震災時職員行動マニュアル」 世田谷区災対各部・各拠点隊
- 「世田谷区洪水・内水氾濫ハザードマップ（多摩川洪水版、内水氾濫・中小河川洪水版）」 令和6年7月 世田谷区

[都の参考資料]

- 「東京都地域防災計画 震災編（令和5年修正）」 令和5年5月 東京都防災会議
<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/torikumi/1000061/1000903/1000359.html>
- 「東京都地域防災計画 風水害編（令和3年修正）」 令和3年1月 東京都防災会議
<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/torikumi/1000061/1000903/1000360.html>
- 「東京都地域防災計画 火山編（令和7年修正）」 令和7年2月 東京都防災会議
<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/torikumi/1000061/1000903/1000361.html>
- 「東京都業務継続計画（都政のBCP）」 令和5年11月 東京都
<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/torikumi/1000061/1000395.html>
- 「首都直下地震等による東京の被害想定 報告書」 令和4年5月 東京都防災会議
<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/torikumi/1000902/1021571.html>

[国の参考資料]

- 「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」 令和5年5月 内閣府（防災担当）
<https://www.bousai.go.jp/taisaku/chihogyoumukeizoku/index.html>
- 「市町村のための業務継続計画作成ガイド」 平成27年5月 内閣府（防災担当）
<https://www.bousai.go.jp/taisaku/chihogyoumukeizoku/index.html>

世田谷区業務継続計画
[令和8年（2026年）修正]

編集・発行 世田谷区 危機管理部 災害対策課
〒154-8504
東京都世田谷区世田谷4-21-27
TEL 03-5432-2262
FAX 03-5432-3014
令和8年3月（2026年）
広報印刷物登録番号 No. ●●